

# 地方からの提案個票

## <各府省第2次回答まで>

通番	ヒアリング事項	ページ
30	下水道法に基づく計画の変更手続等の見直し	1
18	ダイオキシン類の汚染状況の公表の義務付け等の廃止	7
15	脱炭素社会実現に係る各計画の統廃合及び策定支援	10
34	中小企業等経営強化法における事業分野別指針の策定及び経営力向上計画の認定に係る権限の移譲	20
33	地方版消費者基本計画と都道府県消費者教育推進計画等の一体的な策定	23
9	国民健康保険等の一部負担金の軽減に係る申請を不要とする見直し	26
10	被保護者が居所不明となった場合の生活保護の停廃止に係る通知方法の明確化	33
13	障害者及び障害児関係の計画に係る計画期間の延長等	36
20	と畜検査員が行う検査の一部を簡略化できることとする見直し	46

## 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省、環境省 第2次回答

管理番号

35

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06\_環境・衛生

提案事項(事項名)

流域別下水道整備総合計画の計画変更要件の緩和

提案団体

石川県

制度の所管・関係府省

国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

2つ以上の都府県にまたがる流域別下水道整備総合計画(以下、「流総計画」)を策定・変更する場合であっても、他都府県の同意があれば国土交通大臣との協議等を不要とすること。

※上記措置が不可能な場合、以下の措置を求める。

- ・計画変更が不要な場合の拡大(下水道整備では水質環境基準の達成が困難な場合(例えば当県では、河口付近の湖沼については下水道施設によっては対処できない汚染原因により、仮に計画通り下水道施設を完備したとしても水質環境基準を満たす見込みがない)を類型化し、当該場合には、計画変更を不要とすることなど)
- ・地方整備局への河川関係検討を含む事前協議の手続きの迅速化・提出書類の簡素化

具体的な支障事例

2つ以上の都府県にまたがる流総計画の変更については、国土交通大臣への協議等をしなければならないが、地方整備局等の河川部局との協議に多大な時間を要しており、特に、地方整備局との河川関係検討を含む事前協議に時間を要している(1年~2年程度)。2つ以上の都府県にまたがらない場合は国土交通大臣との協議等が必要ない一方、2つ以上の都府県にまたがる場合は国土交通大臣との協議等が必要であるが、これまでの流総計画の策定・変更においても、隣接する県との調整が困難となったことはなく、国に協議をする実質的意義がないと考えている。

また、下水道施設整備はほぼ完了し下水道施設整備のみでは水質環境基準の達成が難しい状況になっている場合でも、現行、計画変更が必要であることから、中期整備事項の更新時期を迎えるたびに流域の水質に関する現況調査を行った上で、計画変更手続を行っており、人員面・財政面ともに大きな負担となっている(現況調査及び計画案・添付資料の作成には2年間で約1千万円程度の負担がある)。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

策定に係る業務負担の軽減、人員・予算の削減を図ることができる。

根拠法令等

下水道法第2条の2第7項、「流域別下水道整備総合計画調査 指針と解説」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

茨城県、鳥取県、徳島県、宮崎県

○地方整備局等の河川関係検討を含む事前協議については、多大な期間を要することから、手続きの迅速化

や提出書類の簡素化について検討いただきたい。

○当県においても、河川関係検討を含む事前協議に時間を要した事例が過去にある。

#### 各府省からの第1次回答

都府県が2つ以上の都府県にまたがる流域別下水道整備総合計画を策定・変更する場合には、当該計画に記載されている削減すべき汚濁負荷量の配分等が、環境基本法に基づく水質環境基準の達成に沿う内容であるか等について、国が都府県の区域を越える広域的な観点から確認を行うことが必要であるため、下水道法第2条の2第7項において、国との協議を行うこととされている。

そのため、下水道法第2条の2第7項の協議では、当該観点から、都府県間の汚濁負荷量の配分等について確認していることから、都府県間の合意があるか否かに関わらず、当該協議の実施が必要である。

なお、ご指摘の具体的な支障事例として掲げられている河川関係検討については、下水道法第2条の2第7項の規定にもとづく国土交通大臣への協議には当たらないが、手続きの迅速化等については、実態を踏まえ、関係部局と調整の上、検討して参りたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

当県においては、隣県にまたがる海域を含め、湖沼以外の河川や海域については、下水道整備により将来的に水質基準は達成できる見込みであり、これまで隣県との協議が難航したことはないため、国による利害調整は不要であり、実際に直近の協議で2県間に対して何らかの指示や調整がされたことはなかった。また、国から計画の内容について大きく修正されたことはなく、実質的には確認にとどまっていることから、大臣協議を不要としていただきたい。

上記の対応が困難な場合でも、2つ以上の都府県にまたがる流総計画について、隣県にまたがる部分における水質基準が達成できる見込みであれば、計画変更を不要とするなど、柔軟な対応を検討いただきたい。なお、仮に隣県にまたがらない水域・海域が協議の対象とならないのであれば、その旨を明確にお示しいただきたい。また、当県においては、国との協議が不要となる2つ以上の都府県にまたがらない流総計画の場合は、変更計画の策定まで5年程度である反面、2つ以上の都府県にまたがる流総計画の策定の際は、国との協議に10年以上かかり、直近では策定まで13年を要しており、すぐに次回の更新手続きに入る必要がある。河川関係検討の場合、国に限っても、その相手方である北陸地方整備局、近畿地方整備局及び国土交通省にそれぞれ説明が求められ、その協議のたびに資料修正がある。また、相当の時間がかかるため途中で当県や関係機関も担当者が変わってしまい、説明を一からやり直すなど手戻りが生じている。第1次回答で示された河川関係検討等の手続きの迅速化等については、速やかに対応いただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 地方六団体からの意見

##### 【全国知事会】

流域別下水道整備総合計画の策定・変更に係る手続きについては、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去10年間で約1.5倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。

○1次ヒアリングにおいて、2以上の都府県にまたがる場合の国との協議の必要性について関係都府県間の協議では利害調整に時間を要する可能性があるためとの説明があった。国の関与は必要最小限にすべきであり、関係都府県が合意している場合には、国との協議を不要とするよう積極的に検討いただきたい。

○1次ヒアリングにおいて、2以上の都府県にまたがる流域別下水道整備総合計画の中に2以上の都府県にまたがらない水域等がある場合の当該水域等については協議の対象とならないとの説明があったが、条文上不明確であることから、法令上、協議対象から除外すべきではないか。

○いずれも早急に検討を行い、河川関係検討の手続の迅速化等とあわせて、2次ヒアリングまでに具体的な方向性を示していただきたい。

## 各府省からの第2次回答

2つ以上の都府県にまたがる流域別下水道整備総合計画を策定・変更する場合には、下水道法第2条の2第7項において、国との協議を行うこととされているが、国土交通省としては、引き続き、当該計画に記載されている削減すべき汚濁負荷量の配分等が、環境基本法に基づく水質環境基準の達成に沿う内容であるか等について、国が都府県の区域を越える広域的な観点から確認を行うことが必要と考える。

他方、当該手続きについて、地方分権の観点から、国の関与は必要最小限にすべきであるのご指摘を踏まえ、国への協議について報告に見直すとともに、必要に応じて、事前に国は計画内容に対する助言等の対応を行うことができるよう検討して参りたい。また、2以上の都府県にまたがる流域別下水道整備総合計画の中に2以上の都府県にまたがらない水域等がある場合に、当該水域等が協議の対象とならないことについては、別途通知を発出して都府県等に周知してまいりたい。

2以上の都府県にまたがる河川の河川関係検討について、一級河川に係る場合は、当該河川を管理する地方整備局と調整するものとし、隣接する地方整備局との調整は不要とするとともに、二級河川のみの場合は、当該河川を管理する都府県と調整するものとし、地方整備局との調整は不要としたい。また、河川関係検討の記載事項等の一部を廃止するとともに、検討期間の目安を示すなど、これらの対応について、別途通知を発出して地方整備局等(北海道開発局及び沖縄総合事務局を含む)並びに都道府県に周知してまいりたい。

## 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省、環境省 第2次回答

管理番号

106

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06\_環境・衛生

提案事項(事項名)

下水道事業計画の軽微な変更の範囲に関する見直し

提案団体

熊本市

制度の所管・関係府省

国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

公共下水道の事業計画について、予定処理区域を変更する場合であっても、その変更する面積の範囲が狭小であるときは、下水道法施行令第5条の2で定める軽微な変更該当するものとして、国土交通大臣への協議等を不要とするように事務の簡素化を求める。

仮に、現在でも国土交通大臣への協議等が不要な場合は、その旨を明確化することを求める。

具体的な支障事例

当市が管理する公共下水道の事業計画(以下「下水道事業計画」という。)の予定処理区域(約10,000ha)に隣接する住宅地があり、その住民から当市の公共下水道へ接続したいとの申出があったことを受け、下水道事業計画を変更して予定処理区域を0.4ha拡大し、管渠布設を行った。

本事例においては、予定処理区域の変更として下水道法施行令第5条の2第1号に該当すると考え、下水道法第4条第6項で準用する同条第2項に基づき国土交通大臣との協議を行い、その手続に約1.5か月の時間を要した。

予定処理区域の面積を数ha程度拡大や縮小することは、下水道事業計画の大きな変更ではなく国土交通大臣との協議等を行う必要性はないと考えられるが、予定処理区域の面積の変更の場合は一律に協議が必要とされているため、職員にとって大きな負担となっているだけでなく、公共下水道の早期整備を望む市民にとっても支障が生じている。

下水道事業計画の変更に係る国土交通大臣の関与については、過去の地方分権改革推進委員会の第3次勧告を踏まえ、認可から同意のない協議とされているが、本事例のように他の市町村と接しない土地を予定処理区域に加える場合など関係地方公共団体との利害調整が発生しない場合には協議等も不要とし、手続きの簡素化を図ることが可能と考える。

したがって、このような予定処理区域の面積の変更については軽微な変更と整理し、事務を簡素化すべきである。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

下水道事業計画の変更手続を簡素化することで、下水道管理者の事務負担を軽減するとともに、下水道工事への早期着手が可能になり、住民サービスの向上につながる。

根拠法令等

下水道法第4条、第5条

下水道法施行令第4条の2、第5条の2

下水道法施行令第5条の2及び第17条の9に定める協議等を要しない事業計画の軽微な変更の取扱いにつ

いて(平成 27 年 11 月 19 日事務連絡)

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

仙台市、千葉市、横浜市、川崎市、富山市、福井市、名古屋市、稲沢市、田原市、京都市、広島市、徳島県

○当市では、宅地・事業地等の建設に伴い、下水道事業計画（以下「事業計画」という。）の変更を毎年行っている状況である。当市の事業計画の変更は県の協議で完了するものの、期間は3か月程度要しており、早期整備を望む市民への支障、及び職員の事務負担になっている。現在の下水道法施行令第5条の2では、一律に「予定処理区域の変更」を伴うものは事業計画の変更となっているが、軽易な変更内容を明確に定めていただき、微小な区域の変更は事業計画の変更を要しないなど、手続きの簡素化をすべきである。

○本件と同様に重要な変更として規定されている国土交通省令で定める主要な管渠の配置について、道路の改良工事に伴い配置が変更となる際にも配置が局所的ではないことから変更の対象となり、図書の作成に費用を要したことに合わせ、手続きに時間を要し、道路の改良工事に影響を及ぼす形となった。そのため、局所的ではないものの同一路内における配置変更は軽微な変更であると考えられるため、大幅な変更とならないものについては重要な変更とは該当しないよう範囲の見直しをお願いしたい。

#### 各府省からの第1次回答

下水道事業計画に定めるべき事項に係る変更のうち、国土交通大臣又は都道府県知事への協議を要する変更（軽微な変更該当しないもの）について、下水道法施行令第5条の2各号に整理されている。

これは、下水道法施行令第5条の2各号に掲げる変更が、下水道事業を実施するにあたって特に重要となる、下水の放流先に水質等の観点で影響を及ぼすものや私人の利益との調整を図る必要があるものの変更であり、関係自治体、私人等への影響が大きいことから、下水道管理者が当該変更を行う場合には、その妥当性を、下水道整備に関する知見を有する国土交通大臣等が客観的見地から確認する必要があるためである。ご提案に係る予定処理区域については、排水施設及び終末処理場の配置及び能力に相応している必要があり、また、予定処理区域内の私人に対しては、排水設備の設置や使用料の負担等、種々の義務又は制限が課されることから、予定処理区域の変更は、その程度に関わらず、私人等への影響が大きい。

そのため、下水道管理者が予定処理区域の変更を行うにあたっては、変更する予定処理区域の面積等に関わらず、国土交通大臣又は都道府県知事への協議に係らしめ、国土交通大臣等が当該変更の妥当性を確認する必要がある。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

当市事例(A=0.4ha)については、計画汚水量の増加が極めて少ないことから、排水施設及び終末処理場の配置及び処理能力を変更する必要はなく、下水道管理者である市町村が判断することが可能である。

また、整備予定区域に隣接した限定的な区域であり、当該区域内の住民の方々に対して下水道供用開始後の「下水道への接続義務」、「受益者負担金」、「下水道使用料」等について説明を行ない、了承いただいた上での区域の変更であることから、国土交通大臣等による確認は不要であるとする。

当市事例の様に追加する予定処理区域が限定的で、その他の区域と明確に分離され、かつ、私権の制限に対し十分な理解を得られる予定処理区域の境界を変更する場合、国土交通大臣への協議等が求められることは非効率的であり、軽微な変更として整理できるよう引続き検討していただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【富山市】

主要な管渠の配置については、下水道以外の他事業（道路改良）による同一路内での変更の際には、放流先の水質等や私人の利益とは無関係であり、重要な変更には該当しないように考えられるため、改めての関係府省からの回答を求めたい。

#### 地方六団体からの意見

##### 【全国知事会】

公共下水道事業計画の変更に係る手続きについては、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

- 計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去 10 年間で約 1.5 倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。
- 国又は都道府県との協議が必要な理由については、関係地方公共団体や私人等への影響が大きくその妥当性を国等が確認する必要があるとの説明であるが、私人との利害調整は国ではなく下水道管理者が自らの責任において行っているものであり、国等との協議を許容する理由にはならないのではないかと。国等との協議の要否は、利害関係人への意見の申出機会の付与とは切り離して検討すべきではないか。
- 同様に、変更する面積が狭小であって、他の市町村に影響することが考えられない地点に位置する土地について、これを予定処理区域に加える場合等に関しては、関係地方公共団体への影響を考慮する必要はないのではないかと。
- 予定処理区域の面積を変更する場合において、例外なく全ての場合に国等との協議を要する現行制度は過大な関与ではないか。管渠能力や処理場の施設能力への影響がない場合や他の市町村と接しない土地を予定処理区域に加える場合等、関係地方公共団体との利害調整を行う必要がない場合は、国等との協議等を不要とするよう、2次ヒアリングまでに積極的に検討いただきたい。

## 各府省からの第2次回答

- 下水道事業を実施するにあたり、放流先の水質等に影響を及ぼす項目についての変更は特に重要であり、下水道管理者が当該項目について変更を行う場合には、その妥当性を（下水道整備に関する知見を有する国土交通大臣等が）客観的見地から確認する必要がある。
- 一方で、今回ご提案いただいた予定処理区域をわずかに拡大する場合で、下水道事業計画の変更が、既存計画における管渠や処理場の配置・能力等に影響しないものであれば、下水道事業計画の変更の際に国等が協議を行わなかったとしても、放流先の水質等への影響が及ぶなどの特段の問題は生じないものと考えられる。
- よって、予定処理区域のみの下水道事業計画の変更で、既存計画における管渠や処理場の配置・能力等に影響しないものについては、軽微な変更にと該当するものとして、国土交通大臣等への協議を不要とする方向で検討することとしたい。
- なお、このような場合にあっても私人等への影響は考慮する必要があることから、軽微な変更であっても変更に係る予定処理区域を公示し、利害関係人に意見を申し出る機会を与えなければならないものとする方向で検討することとしたい。
- また、追加提案団体からご提案いただいている、同一路内での主要な管渠の配置の変更については、同一路内が同一の建築基準法第 42 条に規定する道路内を示す場合は、軽微な変更としているところである（下水道法施行令第5条の2）。

## 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第2次回答

管理番号

98

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06\_環境・衛生

## 提案事項(事項名)

特定施設設置者によるダイオキシン類の汚染状況の自主測定結果に係る都道府県知事への報告の廃止

## 提案団体

群馬県、福島県、茨城県

## 制度の所管・関係府省

環境省

## 求める措置の具体的内容

特定施設設置者によるダイオキシン類の汚染状況の自主測定結果に係る都道府県知事への報告の廃止

## 具体的な支障事例

大気汚染防止法等でも、自主測定実施の義務づけはあるが、本法のみ結果の報告義務があり、事業者の負担となっている。

都道府県にて集計及び公表することは形式的な事務に留まり、関与する実益が無く、自主測定結果の取りまとめ、公表資料の作成等作業が職員の負担となっている。

自主測定結果の報告義務が、今後も国民に対する情報提供として必要であれば、国が進めている事務手続き電子化の一環で、PRTR 法のように電子で直接国に報告し、だれでも容易に確認できるシステムとして欲しい。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

都道府県及び事業者の事務負担を軽減できる。

## 根拠法令等

ダイオキシン類対策特別措置法第 28 条第 1 項～第 4 項

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森県、宮城県、山形市、豊田市、寝屋川市、大分県、宮崎県

○都道府県及び事業者双方の事務負担を軽減のためには、報告・公表規定自体をなくすことが望ましい。

## 各府省からの第 1 次回答

事業者による測定結果の都道府県等への報告及び都道府県等（都道府県及びダイオキシン対策特別措置法施行令において定める市。以下同じ。）による公表は、事業者による排出抑制の実施のインセンティブを与えるとともに、施設周辺住民の安心を確保するためにも、継続して実施する必要があると考えている。また、都道府県等は、事業者からの測定結果の報告を基に、事業者による測定が実施されていない、測定結果が都道府県等へ報告されていない又は測定結果が排出基準を超過しているといった事業者に対して指導を行っている。令和元年度には、稼働している大気基準適用施設（6,680 施設）のうち、未測定・未報告が 503 施設、排出基準超過が 52 施設あり、稼働している水質基準適用事業場（522 事業場）のうち、未測定・未報告が 23 事業場、排

出基準超過が1事業場あったところ。このような状況を踏まえると、引き続き、ダイオキシン対策に取り組む必要性は高く、当該報告・公表を廃止すべきではないと考えている。また、事業者からの測定結果の報告先については、事業者による測定の未実施、都道府県等への未報告又は排出基準超過に対して適切な指導が実施できるよう、同法に基づく指導監督権限を有する都道府県等とすることが適切と考えられる。

その上で、地方公共団体が行う事務の効率化・負担軽減は重要であると考えており、「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年1月18日)及び「環境省デジタル・ガバメント中長期計画」(平成30年6月18日)に基づき、現在国において測定結果の報告に関する電子システム構築について、令和6年度運用開始を目指し検討を進めているところ。これにより、都道府県等の測定結果の受付、測定結果の公表及び立入検査に係る負担軽減並びに事業者の測定結果の報告に係る負担軽減が図れると考えている。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

ダイオキシン類の排出量は平成9年と比較して99%減少し、全国的に環境基準も十分達成している。法に基づき定められた削減計画(我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画)において定められた目標量も十分達成している(H24.8策定目標量 176g-TEQ/年:令和元年度 101g-TEQ/年)。

また、法施行後、適切な施設の維持管理の指導等が行われたことに加え、特定施設数が減少し、施設周辺住民からの苦情もなく、環境基準が達成されている状況であり、安心が十分確保されていると考えられる。

今後も、ダイオキシン類対策に取り組むことは必要と考えられるが、定期的な立入検査により、未測定や基準超過の状況を把握することは十分可能である。

そのため、都道府県等への自主測定結果の報告を求めている他の公害法令と同様、ダイオキシン類についても、都道府県等が自主測定結果の報告受理・公表に関与しないとしても支障はないと考えられる。

なお、国において今後も、ダイオキシン類の自主測定結果の収集が必要であれば、構築を検討されている電子システムでは、スマートフォン等でも利用できるようなアクセシビリティが高いシステムとしていただくとともに、報告項目数の絞り込みや共通様式の取り込み機能、施行状況調査機能等を設けることで都道府県等及び事業者に対し可能な限り簡便で分かりやすいシステムとしていただきたい。

また、電子システムにより、いつでもどこでもだれでも測定結果を容易に閲覧することが可能となれば、遅くともそれ以降は、都道府県等による測定結果の公表の義務付け事務に係る法律上の規定を存置する必要性はないのではないか。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 地方六団体からの意見

##### 【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

- 新たに電子システムによる報告が可能になるのであれば、法律上の報告及び公表義務は不要ではないか。
- 未報告・未測定の事業者を把握するために都道府県への報告を義務付けているのであれば、都道府県が自ら電子システム上で監視すれば十分ではないか。

#### 各府省からの第2次回答

ダイオキシン類対策特別措置法第28条4項の公表義務については、一律の義務から努力義務とすることについて検討したい。

ダイオキシン類の排出抑制対策について、近年環境基準は達成されているが、一部施設においては排出基準を超過している状況である。また、現行においては、事業者による測定結果が公表されていることから、ある程度住民の安心が確保されていると考えられるが、測定結果の公表が実施されなくなった場合においても同様に地域住民の安心が確保出来るかは不明確である。このような状況を踏まえ、当該公表については、都道府県等が地域の实情に応じて実施することについて検討したい。

電子システムについては、次年度からシステムの構成を検討するための調査事業に着手する予定である。今後、様々な関係者の意見を踏まえて利便性も考慮した設計としたいと考えている。

ダイオキシン類対策特別措置法第 28 条3項に規定される報告義務については、令和元年度における状況の調査においても多数の施設で未報告(大気 503 施設、水質 23 施設)、基準超過(大気 52 施設、水質 1 施設)といった法令違反が認められていることから、今後も的確な指導が必要である。この指導に資するため、報告義務を削除することは不相当である。また都道府県等において、未報告の施設や基準超過の報告があった施設を対象に立入検査を実施するなど、効率的に立入検査を実施するためにも、当該報告は必要と考えられる。事業者からの測定結果の報告先は、行政指導等の指導監督権限を有するところであるべきであり、測定結果の公表する主体は事業者から報告を受けた主体が実施すべきと考える。電子システムはあくまで手続きの手段であることから、法制的な観点で事業者への指導監督権限を有する都道府県等が事業者から測定結果の報告を受け取り、また報告を受けた都道府県等が報告内容について公表することとされている現行制度を維持すべきと考える。

## 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第2次回答

管理番号

219

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06\_環境・衛生

提案事項(事項名)

環境分野における各種計画策定の統廃合

提案団体

鳥取県、京都府、堺市、兵庫県、和歌山県、徳島県

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

気候変動適応法、地球温暖化対策の推進に関する法律など、環境分野における各法律において策定が求められている各計画について、統廃合などの見直しを行うこと。

具体的な支障事例

当県では、環境の保全及び創造に関する基本条例を制定し、条例に基づく環境基本計画を定め、環境基本法第36条が求める環境保全のための必要な施策を総合的かつ計画的に推進している。

しかし、環境基本法と趣旨・目的が重複すると考えられる、気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画や、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律に基づく環境保全活動等行動計画などの策定が求められている。

当県では、これらの計画の一部は上記環境基本計画に包含して策定しているが、個別に策定している計画もあり、複数の計画を策定している現状にある。

また、全国知事会による調査によれば、地域気候変動適応計画については22/30府県が、温室効果ガス排出削減等実行計画については21/30府県が他の法令に基づく計画と一体的に策定している実態にあることが判明した。加えて、同調査によれば、温室効果ガス排出削減等実行計画の策定に当たって平均して16,626千円(人件費:10,657千円、事業費:5,969千円)を要しており、計画を個別に策定すれば、計画の内容や規模により差があったとしても多くのコストを要している状況にある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

環境分野、特に脱炭素型の持続可能な社会づくりにあたっては、個別課題ごとではなく、「緩和策」と「適応策」の両面から、総合的な対策を講じることが有効であり、実施に当たってはまとまりのある計画を策定することが求められる。

この点については、現行でも自治体の判断で複数の計画を一体的に定めることが可能とされているが、法律ごとに計画策定を求められれば、個別に策定することに自治体職員の意識も向き、また、住民も個別に策定することを当然に期待すると考えられる。

そのため、自治体職員の意識改革を図るとともに、住民への効果的な施策の周知を行う上でも、法律レベルでの統合が必要である。

また、類似する複数の計画を一体的に定めることで、事務的な負担が軽減するという副次的な効果も期待できる。

根拠法令等

気候変動適応法第12条

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項  
環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第8条

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、茨城県、柏市、長野県、中野市、八幡市、岡山県、宇和島市

—

#### 各府省からの第1次回答

地域気候変動適応計画、地方公共団体実行計画及び環境保全活動等行動計画は、必ずしも単独で作成する必要はなく、環境基本計画等の各種計画を策定する場合など、他の関連する計画の一部に組み込む形で策定可能であり、現にそのような事例もある。こうした旨は既に周知しているところであり、引き続き、施行通知、計画策定のマニュアル、逐条解説、会議資料及びウェブサイト、各種制度の説明会、自治体向け研修等において、丁寧な周知してまいりたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案において求めている措置内容は、あくまで法令上の計画規定の統廃合であり、当県としては当然、実務上各計画を環境基本計画等に組み込む形で策定できることは承知しており、そのことにより、地方公共団体は事務負担の軽減を図ることが期待されることである。

しかし、気候変動対策という同一行政分野であるにも関わらず、個別の法令毎に計画策定を求める規定を存置させた場合、実務的には類似の計画に組み込む形で策定するなどの工夫が可能とはいえ、結局のところ、地方公共団体において、内容が類似する計画を複数作成せざるを得ない状況を作り出し、法令で計画策定を求める例が増加し続けている現状の改善にはつながらず、問題であると考えている。また、このように地方公共団体に対し、内容が類似する複数の計画策定を個別の法令毎に求める手法では、国の施策としての統合性が保ちにくくなり、ひいては地方公共団体においても国の施策の趣旨・目的を総合的に理解することが困難になると考える。

改めて申し上げるが、当県の求める措置は、各法律において策定が求められている各計画について、法令上統廃合するなどの見直しを行っていただきたいということである。地方に計画策定を求める場合には、その必要性を十分御検討いただくとともに、法令上計画策定規定を存置する場合には、実務的な負担軽減の観点からは前提としつつ、計画の統廃合や類似の計画に組み込むことを可能とする旨の規定を追加するなどの法令上の対応について、今一度御検討いただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 地方六団体からの意見

**【全国知事会】**  
環境分野において趣旨・目的・内容の重複が見られる計画については、統廃合などの見直しを行うこと。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去10年間で約1.5倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。

○各計画の法律上の統合が困難な場合には、計画相互の代替を可能とする旨の規定を設けるなど法令上の対応を行っていただきたい。

#### 各府省からの第2次回答

地域気候変動適応計画、地方公共団体実行計画及び環境保全活動等行動計画は、他の関連する計画の一部

に組み込む形で策定可能であり、現にそのような事例もある。こうした旨は既に周知しているところであるが、引き続き、施行通知、計画策定のマニュアル、逐条解説、会議資料及びウェブサイト、各種制度の説明会、自治体向け研修等において、丁寧に周知してまいりたい。

なお、ご提案のように、他の関連する計画の一部に組み込むことができる旨を法令上明記することについては、提案募集検討専門部会における1次ヒアリングにおいて、委員からの「地方分権一括法でやっていただければよい」とのご発言があったことを踏まえ、地方分権一括法による措置が法制上可能かどうか、内閣府地方分権改革推進室で検討中と承知しており、状況を注視してまいりたい。

## 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第2次回答

管理番号

39

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06\_環境・衛生

提案事項(事項名)

地域気候変動適応計画の策定を都道府県単位のみとすること等の見直し

提案団体

茅ヶ崎市

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

- ・都道府県単位での計画の策定のみとする
- ・単独策定する場合には、技術的な助言の充実や専門知識のある人材の派遣等

具体的な支障事例

当市は、令和3年4月に策定した環境基本計画を気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」に相当する計画として位置付けた。しかし、気候変動の影響が大きいと考えられる防災分野や健康分野、農業分野などについては、気候変動適応法が施行される前から既に類似の個別計画を策定しているため、新たに計画を策定することは自治体にとって過大な負担となる。

気候変動適応計画では、気候変動影響評価を行うことが示されているが、市で影響評価や影響予測することは困難であり、国や県の影響評価・影響予測の結果を活用するしかないことから、市町村単位で単独で実施する意義は乏しい。

気候変動適応計画に掲げる適応策の目標設定や適応策の効果を評価することが困難である。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

気候変動影響評価について、国や県で行う結果と重複するため自治体単独で実施する意義は乏しい。そのため、気候変動適応計画については、都道府県単位で策定することにより、職員の負担軽減・業務の効率化につながる。

単独で策定する場合には、技術的な助言や専門知識のある人材の派遣等があることで、職員の負担軽減・業務の効率化につながる。

根拠法令等

気候変動適応法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、ひたちなか市、八王子市、平塚市、魚沼市、宇和島市、佐賀市、宮崎市、延岡市

○一部専門的分野については、市職員での対応は難しく、コンサルタント会社に委託する必要があるため、財政支援が必要である。

○提案事例のとおり、市町村が個別に影響評価や影響予測をすることは困難であり、当市では県のデータ等を活用している。気候変動対策を住民に近い基礎自治体が担うことは、ニーズ把握や声を聞きやすく、住民と連携

した取り組みの検討も有効であると考えられるが、自治体別に解決を図ることは困難な問題であり、広域的な連携で対策を行うことが必要と考えられる。都道府県等が主導して、連携地域を創設することや一体的な対策を行うなどの事業化が必要と考える。

### 各府省からの第1次回答

気候変動適応に関係する防災分野や健康分野、農業分野等の施策において、市町村は気候変動影響が顕在化する現場において適時適切な適応策を実施する上で重要な役割を担っていると考えられるため、都道府県だけでなく、市町村も計画策定主体として位置づけられている。今回のご指摘を踏まえ、市町村が計画を策定することにした場合における負担をできるだけ軽減し、また業務効率化を図るため、環境省として以下の支援をしてみたい。

○地域気候変動適応計画策定マニュアル(計画のひな形を含む。)について、市町村の負担軽減・業務効率化の観点も踏まえ、令和4年度中に改訂を行う。

○国立環境研究所による専門家派遣について、対面のみならずオンラインでの対応も可能となるようにする。なお、令和2年度実績は以下のとおり。

- ・講師派遣(滋賀県、茨城県、富山県、愛媛県、福岡県、白井市、印西市、栃木県等)
- ・検討委員派遣(北海道、新潟県、栃木県、茨城県、神奈川県、富山県、滋賀県、愛媛県、福岡県、長崎県、川崎市、船橋市、八千代市、千代田区、葛飾区等)
- ・地域気候変動適応センターとの意見交換会(計25センターと実施。)

○地方環境事務所による都道府県、市町村関係者に対する情報交換、優良事例の紹介について、引き続き積極的に実施していく。

市町村が、知見や体制の不足などにより単独で計画を策定することが困難となる場合、複数の市町村や都道府県と共同して地域計画を策定することが可能となっている。また、例えば防災分野、健康分野、農業分野など市町村として優先的に適応策を実施する必要がある分野に特化した適応計画を策定することが可能である。さらに、関連する計画に、市町村の状況に応じた気候変動適応施策が盛り込まれている場合には、当該計画の一部を地域気候変動適応計画として位置付けるといった対応も可能である。これらのことを、上記地域気候変動適応計画策定マニュアルの改訂版においても強調するとともに、広域協議会や自治体向け研修などの機会ですっきりと周知徹底していきたい。

(参考)気候変動適応法(抄)

第12条 都道府県及び市町村は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため、単独で又は共同して、気候変動適応計画を勘案し、地域気候変動適応計画(その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画をいう。)を策定するよう努めるものとする。

### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

第1次回答において、市町村は気候変動適応に関係する分野において重要な役割を担っていることから計画策定主体として位置づけているとのことだが、その専門性の高さや予算不足等から現在の策定団体数が非常に少ないこと、また、都道府県の計画を参照し、事業の実施をするなどの方法により市町村の責務を果たすことはできると考えるため、再考願いたい。

そのうえで計画策定規定の廃止が困難な場合、計画を策定する際に必要となる気候変動影響評価については、専門性や人員・予算の観点から困難であること等を鑑み、一定のエリア別の気候変動影響評価を国が行うことで、市町村の計画策定の後押しとなるような真に効果的な支援をお願いしたい。また、技術的支援である気候変動適応情報プラットフォーム(A-PLAT)について、気候変動影響が顕在化する現場(自治体)では「全く活用していない」(52.8%)「存在を知らない」(31.2%)と回答している状況で、国は気候変動適応法に定められた役割を果たしているといえないのではないかと。自治体の職員向けに適応に関する関連データを整理し、「地域気候変動適応計画策定マニュアル」と整合がとれた分かりやすいホームページとしていただきたい。

### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

### 地方六団体からの意見

#### 【全国知事会】

地域における適応の取組を促進するため、気候変動適応法で規定された地方公共団体における地域気候変動

適応計画の策定や実行について、国において技術的援助の強化を図ること。  
なお、環境分野において趣旨・目的・内容の重複が見られる計画については、統廃合などの見直しを行うこと。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去10年間で約1.5倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。  
○市町村の地域気候変動適応計画策定の努力義務の廃止が困難である場合には、気候変動影響評価を地方公共団体（特に市町村）が行う事はその専門性等から困難であることを鑑み、地域単位の気候変動影響評価を国で実施するなど、より効果的な支援を行うべきではないか。

#### 各府省からの第2次回答

地理的に近接しており気温や降水量の変化が（都道府県単位の評価でカバーできる程度に）同様であったとしても、地理的・社会的状況によって気候変動の影響の出方も対策も異なる。例えば、内陸部で米の生産が盛んな市であれば、気温の上昇によって収量や品質の低下が予測されるため高温耐性品種の導入等の農業対策が最優先になり得るが、沿岸部の河川沿いに都市部を擁する市では、堤防整備等の洪水対策や熱中症の増加に備えた医療体制の充実が優先事項ということもあり得る。  
このような地域特性や住民ニーズを的確に反映した、より適切な地域の計画を策定できるのは、住民から近いところで日々業務に当たっている市町村のみであることから、地域気候変動適応計画の策定については、市町村の努力義務規定を維持することが適切と考えている。  
「より効果的な支援を行うべき」という御指摘については、現行の地域気候変動適応計画策定マニュアルにおいても、国の気候変動影響評価報告書や気候変動適応計画から関連箇所を抜粋して整理する方法や実例を掲載したり、地域毎の気候予測を1kmメッシュで出力可能なウェブサイトの紹介をするなどの記載をしている。更なる対応として、来年度に予定しているマニュアル改定に当たっては、例えば地域名を選択すると、適応計画のひな形に同地域に関する気候変動影響情報の抜粋が記入されたものが出力されるツールの作成など、計画策定を担当する市町村職員の負担をさらに軽減するべく検討を進めたい。また、気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）について、広域協議会や自治体向け研修などの機会でも周知を進めるとともに、多くの情報の中からマニュアルに沿った地域適応計画の策定に必要な情報が見つけやすくなるように工夫するなど、引き続き改善を進めたい。

## 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第2次回答

管理番号

38

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06\_環境・衛生

提案事項(事項名)

地方公共団体温室効果ガス排出削減等実行計画の策定に係る支援等の拡充

提案団体

茅ヶ崎市

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

- ・技術的な助言の充実や専門知識のある人材の派遣等
- ・温室効果ガス削減対策による削減量を通知・計画等によって明示
- ・国または都道府県の主導による市町村の温室効果ガスの算定

具体的な支障事例

当市は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条により、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(地方公共団体実行計画)を策定することとされている。地方公共団体実行計画(区域施策編)策定のために必要となる区域の温室効果ガス排出量の算定方法について、環境省から「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(本編)(Ver1.1)」(令和3年3月)が技術的な助言として示されているものの、内容が専門的で非常に分かりづらく、職員のみでは対応が出来ない。

国の地球温暖化対策実行計画に掲げられた温室効果ガス削減目標の達成に向けた対策・施策の効果による削減量の内訳などが「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(本編)(Ver1.1)」(令和3年3月)に掲載されていないため、削減目標を設定する際に国の対策・施策の効果による削減量を考慮することができない。

温暖化対策に必要な対策を検討するために必要な正確な温室効果ガス排出量を市で算定・推計ができない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

温室効果ガス算定・推計にかかる職員の負担・業務効率化につながり、地球温暖化対策を通じた地域の利益の追求や多様な課題への対応等に注力できる。

国の温室効果ガス削減の考え方を削減目標を設定する際に考慮することができ、住民などに説明がしやすくなる。

根拠法令等

地球温暖化対策の推進に関する法律

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

札幌市、岩見沢市、苫小牧市、盛岡市、八王子市、平塚市、魚沼市、長野県、中野市、草津市、八幡市、出雲市、宇和島市、大牟田市、佐賀市、宮崎市、延岡市、鹿児島市

○当市においても、地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定にあたっては、市域の温室効果ガス排出量の

算定及び、中長期目標の数値設定について、実質職員のみでの算出は不可能であった。このため、策定支援業務にあたる委託契約を締結した。受託者には、温室効果ガス排出量算定システムの構築を依頼し、計画改定後は毎年度、排出量推計を市職員が自ら行えるようにしている。ただし、排出量算定方法は、各統計値から按分する方法をとっているため、実績値としてはおよその値となっている。本提案のとおり、求める措置の具体的な内容がなされれば、算定業務に従事している職員の負担軽減は大いに認められ、脱炭素化社会の実現に向けた数値根拠もこれまで以上に信憑性のあるものとなる。

○温室効果ガスの排出量の推計は、統計資料に基づいて計算されるが、都道府県単位で提供されるデータは、人口で按分するなどして計算するため、実態に即しているとは言えず、このような方法で算出している限り、市単位の排出量の推計は意味がない。

○本市では、地域の実情を踏まえた計画の策定が必要であると考えており、現在、令和3年度末の改定に向けて作業を進めている。一部専門的分野については、市職員での対応は難しく、コンサルタント会社に委託する必要があるため、財政支援が必要な状況である。改定作業を進めるにあたり、各省庁からの的確・迅速な情報提供が必要なため、温室効果ガス削減対策による削減量を通知・計画等によって明示していただきたい。

○当県では、毎年県内における温室効果ガス排出量を算定しているが、地方公共団体実行計画については、精度の高い温室効果ガス排出量を把握することが困難であることから、容易に算出ができるような計算システムがあると望ましいと考える。各都道府県において、独自に温室効果ガス排出量を算出していると思われるが、計算システムがあれば、統一的な算出方法により、値を算出できるかと思う。また、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正により、さらに多岐に渡り、かつ専門的な知識が必要になることが想定されることから、当市としても、専門知識をもった人材の派遣、対策によるCO<sub>2</sub>削減量(あるいは森林吸収量)の具体的な数値、国または都道府県の主導による市町村の温室効果ガスの算定をぜひお願いしたい。

○温室効果ガス排出量の算定について、自治体によって算定方法が異なり、単純に比較ができない。多くの自治体が国の統計を用いて温室効果ガス排出量を算定しているが、統計の公表後の算定となるため、算定までにタイムラグがあり、スピード感をもって施策に反映させることが難しい。

○地方公共団体実行計画について、事務事業編を策定することで手一杯で、その先の区域施策編の策定までは追いつかない。国及び都道府県の主導による区域施策編の策定をすることで、広域的な対策も含めた項目も策定でき、効率的な計画となる。

○本市では、「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(本編)Ver1.1」(令和3年3月)に基づき、脱炭素に向けた取り組みを進めているが、その根拠となる「正確な温室効果ガス排出量」の算定・推計に難儀している。現状のままでは各市町村が各々に推定した温室効果ガス排出量に対する脱炭素シナリオを策定する事となり、シナリオ通りに進んだとしても脱炭素が達成できたと言えるのか疑問が残る状態である。国で、「正確な温室効果ガス排出量の算定」に関する統一的な見解・手法を定めるべきではないか。

○「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(算定手法編)Ver.1.1」(令和3年3月)では、部門別、排出源別に推計手法が示されているが、各都道府県・市町村が取得可能なデータ及び統計資料により、どの手法を選択するか決めることになっており、自治体毎に温室効果ガス排出量等の推計値の精度に差が生じる。また、すでに議論されている電気事業者のデータ等、事業者からのデータの提供可能範囲が変更されたことに伴う推計方法の変更による過年度との比較に不都合が生じることがある。

○電力・ガス小売完全自由化以降、市町村単位の電力購入量の把握が困難となっている。

○提案のように、環境省マニュアルは内容が専門的で職員では対応できないため、本市では温室効果ガスの算定を業務委託で対応しており、財政負担が生じている。

○計画の策定・改定にあたっては、技術的・財政的な困難があることから、支援の拡充をしていただきたい。

## 各府省からの第1次回答

令和3年6月に決定した「地域脱炭素ロードマップ」において、地方自治体の地球温暖化対策に対する人材支援、技術的支援等が盛り込まれたところであり、実現に向けた具体的な検討を進めていく。なお、現在、環境省では、令和2年度第3次補正予算及び令和3年度予算における「再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業」において、地方自治体の計画策定や地域の合意形成、地域人材の育成などの取組を支援しているところ。

また、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画の策定のための技術的助言として、「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル」を策定、周知している。「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」(令和3年6月公布)の施行、地球温暖化対策計画の改定、地域脱炭素ロードマップの策定等を踏まえ、本マニュアルを令和3年中に改訂する。その際、都道府県や市町村における目標・施策の検討に資するよう、その具体的な方法等について、参考となる考え方を丁寧に示していく。

さらに、地方自治体における現状把握や計画策定に役立てていただくツールとして、統計データ等を活用しつつ、全ての都道府県・市区町村ごとに区域のCO<sub>2</sub>排出量や再エネの導入量などを示した「自治体排出量カル

テ」を策定・公表している。

環境省としては、引き続き、自治体排出量カルテを含め、地方自治体の温室効果ガスの排出状況の把握等に役立つ情報基盤の整備を進め、広く周知を図っていくとともに、計画策定や人材育成に対する支援を行うことにより、実行計画の策定に係る地方自治体の負担軽減を図っていく。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

まず、毎年度、環境省が実施されている施行状況調査では、温室効果ガス排出量の算定方法について、専門的で分からないとの回答が多いにも関わらず、依然として「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル」が改善されていない。第1次回答において「本マニュアルを令和3年中に改訂する。その際、都道府県や市町村における目標・施策の検討に資するよう、その具体的な方法等について、参考となる考え方を丁寧に示していく」とされているが、これらの対応の際には、地方の声を十分にくみ取っていただきたい。

一方で、そもそも、追加共同提案団体から支障事例が多く示されていることから、マニュアルの改訂だけでは、算定業務の負担軽減につながらないと考える。そのため、全国知事会の地方分権改革推進WTの提案にあるような温室効果ガス排出量等の算定システムを構築していただくなど、求める措置に記載のとおり国の主導による市町村の温室効果ガスの算定についてご検討いただきたい。その際には、各種統計データから排出量を算定した過程が分かるようにするなど、現場の負担を軽減できるような措置をお願いしたい。また、自治体の財政負担がかからない手法として、専門知識のある人材をアドバイザーのような形で派遣することを検討していただきたい。

また、地方公共団体実行計画の削減目標設定に反映させるため、求める措置に記載のとおり、国の地球温暖化対策計画に掲げられた対策・施策による排出削減量を通知・計画等で明示していただきたい。

本提案の求める措置の内容について、第2次回答においてはぜひ前向きかつ具体的にご回答いただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【苫小牧市】

①自治体排出量カルテ、②「要因分解法」により各自治体が独自に算定、③「簡易法」により各自治体が独自に算定、の大きく分けて3つの手法で排出量を算定できます。このうちどれを正式な排出量の推定方法にするのかお示しいただかないと、各自治体が勝手に算出した排出量に対する脱炭素を目指し、結果として脱炭素に至らない結果とならないでしょうか（全自治体の排出量を合算しても、温対法上の排出量等の数値と合致しなくなる）。

「支援を行う事」も非常にありがたいものの、「排出量の推定方法」を、「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル」改定時に具体的にお示しいただきたいと考えます。「自治体排出量」カルテの数値を正とするのであれば、各自治体で改めて現況を推計する必要はなくなります。

##### 【平塚市】

当市は、必要な統計データがすべて公表された直後から、二酸化炭素排出量の推計値の算定に取組み、公表を行っているが、「自治体排出量カルテ」で公表された排出量と一致しないため（部門によって近い数値もあるが、大きく乖離している部門もある）、カルテを活用できない。当市の算定方法は、コンサルタントに依頼し作成した算定方法ではあるが、具体的でわかりやすく統一された算定方法をマニュアルの中で、明示していただきたい。

#### 地方六団体からの意見

##### 【全国知事会】

地域における地球温暖化対策の取組を促進するため、地球温暖化対策推進法で規定された地方公共団体実行計画の策定について、国において技術的援助の強化を図ること。

なお、環境分野において趣旨・目的・内容の重複が見られる計画については、統廃合などの見直しを行うこと。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去10年間で約1.5倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。

○地球温暖化対策推進法の改正により、市町村の実行計画の策定について、事実上の義務付けが生じることから、地方公共団体の現状・支障に沿った技術的な支援や全ての地方公共団体に行き渡るような支援体制の充実と併せて、国の地球温暖化対策計画に掲げられた対策による温室効果ガス排出量の削減量の明確化につ

いても対応を検討いただきたい。

#### 各府省からの第2次回答

今年度改定を行う「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル」において、国の地球温暖化対策計画における対策・施策ごとの排出削減効果をお示しする。また、同マニュアルについて、今年度中に地方公共団体向けの説明会等において周知する。

地方公共団体実行計画（区域施策編）の推進に当たっては、地方公共団体が独自のデータに基づき推計した排出量や、「自治体排出量カルテ」により公表された排出量のいずれを活用しても差し支えないものと考えている。なお、自治体排出量カルテにおける推計データは、統計による全国又は都道府県の炭素排出量を、製造品出荷額などで簡易的に按分した値であり、その精度には限界がある。したがって、地方公共団体が独自の方法で推計している値と乖離する場合や、業種構成比の偏り等、区域のエネルギー使用実態が反映されにくい場合がある。このため、より正確な排出量を地方公共団体が求めたい場合、地方公共団体において独自に推計等を行うことを推奨している。これらの考え方については、「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル」などで既に周知しているが、改めて丁寧にお示ししていく。なお、地方公共団体実行計画（区域施策編）を推進するに当たって、地方公共団体が自らの判断で独自の推計を行うことを環境省として否定することは、地方公共団体の取組の裁量を下げることにつながりかねないため、考えていない。

専門人材の派遣については、「地域脱炭素ロードマップ」において、国の積極支援のメカニズムの一つとして人材派遣・研修等を掲げており、他省庁とも連携しながら必要な支援を行っていく。

また、地方公共団体への支援メニューとして、令和4年度概算要求において、地域の再エネ設備導入ポテンシャル調査などによる地方公共団体の計画策定や、地域の合意形成などの取組を支援する予算を盛り込んだところ。

加えて、各地方環境事務所の体制も強化し、各地方公共団体に対し、地方公共団体実行計画の策定・実施等に関する支援を行っていく。

## 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

警察庁、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省 第2次回答

管理番号

87

提案区分

A 権限移譲

提案分野

07\_産業振興

## 提案事項(事項名)

中小企業等経営強化法における事業分野別指針の策定権限及び経営力向上計画に係る認定権限の移譲

## 提案団体

関西広域連合

## 制度の所管・関係府省

警察庁、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

## 求める措置の具体的内容

中小企業が策定する本業の成長に関する経営力向上計画について、事業分野別指針の策定及び同計画の認定に関する権限の広域連合への移譲を求める。

## 具体的な支障事例

事業者が作成する経営力向上計画に係る事業分野別指針については、国が全国一律に策定しており、地域の特性を考慮するものとなっておらず、地方の人材の受け皿となる中小企業の経営力強化が効果的に図られていない。

中小企業の本業の成長は、地方の雇用や人口移動に密接に関連しており、地方が主体となって事業分野別指針を策定し、経営力向上計画の認定を行う必要があるが、東京圏に次ぐ大都市圏である関西圏では、京阪神を中心に府県域を越えて広がる生活・経済圏が形成されている。

関西の府県・指定都市で構成する当広域連合は、関西各地域の構成団体の特性を活かして関西共通の事業分野別指針を策定することが可能であり、事業分野別指針の策定権限移譲の受け皿として適切である。あわせて、経営力向上計画の認定を一体的に行うことにより、地域での一体的・総合的な事務執行が可能と考える。

なお、平成29年に事業分野別指針策定は国(主務大臣)が行うものとしつつ経営力向上計画の認定権限の都道府県知事への移譲を求める提案がなされているが、今回の提案は事業分野別指針策定権限と経営力向上計画認定権限の一体的な移譲を求めるものであること、移譲を求める先が都道府県ではなく、複数の府県・指定都市が加入し、区域に関西圏を包含する当広域連合であることから、平成29年の提案とは趣旨が異なるものである。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

広域連合に移譲する事により、全国一律の指針ではなく、地域自らが特徴を踏まえた中小企業の経営力強化に資する指針の効果的な策定等が可能となり、人材の受け皿となる地方の中小企業の体力強化が図られる。

また、複数府県に跨がるものの経営革新計画の承認権限の広域連合への移譲と合わせることで、地域での一体的、総合的な事務執行が可能となり、事業者等の利便性の向上が図られる。

## 根拠法令等

中小企業等経営強化法第16条、第17条、18条  
経営力向上に関する命令第1条、第2条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

## 各府省からの第1次回答

・中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画は、全国の中小企業等の経営力向上の支援を目的として、平成28年7月より制度を開始した。仮に事業分野別指針の策定や経営力向上計画の審査・認定に係る権限を貴連合に移譲する場合、制度の対象が貴連合に所属する2府6県4市の中小企業等に限られることから、本制度を全国で统一的に運用し、全国の中小企業等の経営の向上を図ることが困難となるおそれがある。

また、事業分野別指針の策定や、当該指針を踏まえて作成される経営力向上計画の審査・認定を国で実施すべき理由については、以下のとおりである。

・事業分野別指針については、①事業環境の変化（景気回復により高付加価値な商品の需要が高まり、これまでの低コスト化から高付加価値化に商品構成や商品の内容を変化させる必要が生じた等）やその他の事情（政府としての政策的優先順位の変更等）により当該業種において取り組むべき経営力向上の内容に変化があった場合に変更するものとしていること、②関係省庁が緊密に連携しながら、優良事例の適宜の見直し等を含めたPDCAサイクルを実効性ある形で確立し、最新かつ最良の情報が盛り込まれた事業分野別指針を提供し続けるよう努めることが、法案審議の際の国会附帯決議（第190回国会閣法第46号 附帯決議）でも求められたことから、全国レベルで事業環境や政策状況の変化を把握でき、事業分野ごとの汎用的な知見を有する各事業所管大臣が策定することが適当である。

・経営力向上計画については、上述のとおり最新かつ最良の情報が盛り込まれた事業分野別指針を提供し続けるよう努めることが国会附帯決議で求められており、中小企業の生産性向上に関する最新の取組事例等を、国側で一次情報として常時把握する必要があることから、国が計画を直接審査・認定することが適当である。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案の主旨は、中小企業等経営強化法の現行の運用スキームを前提としつつ、中小企業等が、地域の特性にも配慮された事業分野別指針を参照しながら経営力向上計画を策定できるようにすることにより、地域の中小企業等の経営力向上につなげようとするもの。

また、制度開始5年経過後も未だに事業分野別指針が策定されていない事業分野も存在することから、関西経済の強みを伸ばしたり、弱みを補ったりできる事業分野を中心に事業分野別指針を新たに策定し、当該事業者団体、経営革新等支援機関等と協力して当該事業を営む中小企業等に経営力向上計画の策定を促すことにより、本制度を活用する中小企業等の増加を図ることができると考える。なお、事業分野別指針が策定されていない分野でも、基本方針に適合すれば、経営力向上計画の認定は可能であるが、中小企業等の経営力を向上させ更なる成長を促すという目的を達成するためには、事業分野に特化した指針に照らして適切な経営力向上計画を作成し、実行することが、より効果的であると認識している。

権限移譲後は、国会附帯決議に鑑み、最新かつ最良の情報が盛り込まれた事業分野別指針を提供しつづけるよう、国において現に行われている関係府省間及び各府省の本府省・地方支分部局間の連携と同様に、関西の中小企業等の生産性向上に関する最新の取組事例等の一次情報、関西地域の事業環境の変化等を速やかに把握して国と情報共有するとともに、国から他地域の一次情報、全国的な政策状況の変化等の情報提供を受けるなど、国との積極的な連携に努めていく。

経営力向上計画の審査・認定については、事務を担うために必要となる体制を確保しつつ、当広域連合が事業分野別指針の策定と一体的に運用することにより、関西地域におけるPDCAサイクルの実効性を確立できる。あわせて、上記の国との情報共有により、関西地域のためのみならず、全国の中小企業等の経営力向上への寄与に資することも可能。

以上を踏まえれば、中小企業等経営強化法に基づく事業分野別指針の策定及び経営力向上計画の認定等に関する事務・権限を当広域連合に移譲することにより、中小企業等々の更なる経営力向上に向け、地域での一体的・総合的な対応が図られ、「中小企業等の経営強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資する」（同法第1条）ことができるものと考えており、是非とも前向きにご検討いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 地方六団体からの意見

## 【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○関西地域が首都圏に次ぐ規模の経済圏であり、関西経済の発展が地域経済に留まらず日本全体の国益に資するという観点から、いわば国家戦略特区のようなイメージで、関西地域に係る事業分野別指針の策定及び経営力向上計画の認定に関する事務・権限を関西広域連合に移譲することを検討いただきたい。

○制度の全国統一的な運用及び PDCA サイクルの確立については、事業分野別指針の策定及び経営力向上計画の認定に係る事務・権限を移譲した上で、国と事務・権限の移譲先とが密接に連携を図ることにより、担保することが可能ではないか。

○現状、国において事業分野別指針が策定されていない分野について、関西広域連合又は都道府県が当該分野に対応する指針を追加的に策定できるようにすることも検討いただきたい。

## 各府省からの第2次回答

事業分野別指針は、計画認定を行うに当たっての基準となるものであることから、認定を受けた全国の事業者間での不公平が起きないようにする観点から、国が当該事業を取り巻く事業環境を踏まえた全国大での事業分野別指針を策定することが適当である。また、国会の附帯決議（第190回国会閣法第46号附帯決議）においては、「関係省庁が緊密に連携しながら、優良事例の適宜の見直し等を含めたPDCAサイクルを実効性ある形で確立し、最新かつ最良の情報が盛り込まれた事業分野別指針を提供し続けるよう努めること」とされているところ。

御指摘のとおり、現時点において、事業分野別指針が策定されていない事業分野も存在することから、策定の要望が強い事業分野については、当該事業を取り巻く事業環境も踏まえ、新たに事業分野別指針を策定することを検討する。

また、現在の計画認定業務の状況は、平成28年7月以降、令和3年3月末時点で120,131件を認定していることに加えて、貴連合の所管地域（8府県）においては、現時点で、毎月440件以上のペースでの新規認定業務があるほか、計画変更に係る審査業務も発生しているところ。

したがって、仮に計画認定に関する権限を移譲する場合には、標準処理期間である30日以内に処理することが必要であることに加えて、計画の審査には、業種ごとの専門的な知見が求められることから、これに対応するための十分な体制を構築していただく必要がある。

御要望を実現するためには上記の対応を踏まえた上で、法律改正まで必要となる。引き続き、これらのことを踏まえながら、検討していきたい。

## 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 消費者庁 第2次回答

管理番号

204

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

## 提案事項(事項名)

地方版消費者基本計画の位置付けの明確化及び地方版消費者基本計画と都道府県消費者教育推進計画等を統合して策定できることの明確化等

## 提案団体

愛媛県、今治市、新居浜市、西条市、大洲市、西予市、上島町、久万高原町、内子町、鬼北町、愛南町

## 制度の所管・関係府省

消費者庁

## 求める措置の具体的内容

地方版消費者基本計画の位置付けの明確化。  
 加えて、地方版消費者基本計画と都道府県消費者教育推進計画等を統合して策定できることを明確化し、かつ、消費者基本計画と消費者教育の推進に関する基本的な方針の計画期間を一致させることで、地方において計画を統合して作成しやすくすること。

## 具体的な支障事例

- 1 地方版消費者基本計画の策定については、国の「地方消費者行政強化作戦 2020」の政策目標の中で、「全都道府県で策定」と掲げられているが、消費者基本法には同計画に関する定めがなく、自治体による計画策定に当たっての明確な根拠がなく支障となっている。
- 2 国の「消費者基本計画」の対象期間(現行第4期:令和2年度～6年度)と「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の対象期間(現行:平成30年度～令和4年度)を踏まえ地方公共団体が策定することを求められる地方版消費者基本計画と都道府県消費者教育推進計画等について、統合して策定できるかが不明であり、また、国の計画と指針の計画期間が異なるため、地方自治体が統合した計画を策定し又は改定する上で支障が生じていることから、国において両計画の計画期間の一致も含めて検討されたい。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地方自治体による計画策定に当たっての法体系等の整理・位置付けの明確化  
 国計画等の一本化等による地方の計画策定作業の合理化  
 消費者行政分野における計画等の単一化による住民への訴求力の向上

## 根拠法令等

消費者基本法第9条、消費者教育の推進に関する法律第9条、第10条、地方消費者行政強化作戦 2020(政策目標7)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

秋田県、奈良県、松山市、福岡県、宮崎県

○地方版消費者基本計画の策定については、国の「地方消費者行政強化作戦 2020」の政策目標の中で、「全都道府県で策定」と掲げられてるものの、消費者基本法には政府が策定することと定められているが、自治体

が策定することは定められてはいないため、自治体による計画策定に当たっての明確な根拠がない。また、消費者基本計画の中で消費者教育について規定するものの、消費者教育推進計画においても消費者教育について規定しているため、消費者教育の部分が重複する。さらに、両計画の対象期間についても統一されていない。○国の「消費者基本計画」において、地方公共団体の計画策定に関する規定がないため、県計画策定の根拠がなく支障となっている。

## 各府省からの第1次回答

### (1. について)

地域の人口減少や国・地方公共団体における厳しい財政状況などの制約のなか、消費者行政の強化を着実に進めるに当たっては、地方公共団体において、財源の確保も含めて、計画的に取組を進めることが重要であり、有識者懇談会の議論を経て策定した「地方消費者行政強化作戦 2020」(令和2年4月)において、地域版の消費者基本計画(いわゆる地方版消費者基本計画)の策定を目標の一つとして明示し、その取組を消費者庁として支援することとしたところである。

同強化作戦に記載のとおり、「各地方公共団体において、国が策定する消費者基本計画等を参考に、地域版の消費者基本計画を策定し、計画的・安定的に取組を進めることが『期待される』」ものであり、「消費者庁は、地方消費者行政が自治事務であることを踏まえ、地方公共団体の自主性・自立性が十分に発揮されることに留意」と明記するなど、地方公共団体の自主性にも配慮している。

地方消費者行政が自治事務であるところ、地方版消費者基本計画の策定の有無や内容、形式は地方公共団体の判断に委ねられるところであるが、消費者庁としては、引き続き、地方公共団体の自主性に配慮しつつ、積極的な取組を支援してまいりたい。

### (2. について)

消費者教育推進計画については、消費者教育の推進に関する法律第10条の規定により、都道府県、市町村が策定に努めることとなっている努力義務規定であり、地方版消費者基本計画と一本化して策定することは妨げられていない。実際に消費者教育推進計画を策定いただいている地方公共団体においては、一本化している事例も多くあるところ。

地方版消費者基本計画及び消費者教育推進計画の対象期間については、法令上、特段規定されていないところ、国の消費者基本計画や消費者教育の推進に関する基本的な方針と対象期間が一致していなくとも、各地域の実態を踏まえ、例えば両計画の計画期間を揃えたり、両計画を一本化して策定いただくなど、柔軟に両計画を策定・改定することは可能である(現に両計画を一本化して策定している地方公共団体の事例もあるところ。)

以上のことから、消費者基本計画及び消費者教育の推進に関する基本的な方針の対象期間が一致していないことが地方公共団体にとって支障となっているとは考えていないが、今後、地方公共団体において両計画の策定・改定が円滑に行われるよう、対象期間の一致も含め検討してまいりたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

1 「地方消費者行政強化作戦 2020」では「期待される」とされ、地方公共団体の自主性に配慮しているとされているが、通知を基に全都道府県・政令市に対して地方版消費者基本計画の策定を政策目標として設定し、都道府県・政令市の基本計画策定状況が未策定団体を目立つように公表されることは、実質的に計画策定の義務付けであると考え。地方版消費者基本計画の策定はあくまでも任意であることを明確にし、策定状況の公表方法についても見直されたい。

また、「取組を支援」とされているが、地方版消費者基本計画の策定に当たり、地方消費者行政強化交付金実施メニューの拡充や要件の緩和、交付率の引上げなど財政面での支援をはじめ、どのように都道府県・政令市に対して支援されるのか具体的に示されたい。

2 両計画を一本化して策定・改定することが可能であるとの回答には感謝申し上げる。

ただし、地方公共団体が一本化した計画を策定したとしても、国の消費者基本計画と消費者教育の推進に関する基本的な方針の期間に2年のずれがあるため、国の計画等が改定されるたびに、これを反映するための改定が必要で、外部有識者による協議や庁内関係課の意見集約、パブリックコメントの実施など、多大な事務的負担が生じることとなり、支障となっている。

対象期間の一致も含め検討されるとのことであるが、いつまでにどのような形で結論を出されるのか明示されたい。なお、当県としては、地方版消費者基本計画や都道府県消費者教育推進計画等を策定する際の事務負担軽減のためには、国の両計画等を一本化することがより有効であると考えている。

以上、1及び2について、第2次回答で具体的に回答されたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 地方六団体からの意見

## 【全国知事会】

現行制度で計画の一本化が可能である旨について、十分な周知を行うべきである。

また、提案団体の支障を踏まえ、国の消費者基本計画及び消費者教育の推進に関する基本的な方針の対象期間の一致について積極的な検討を求める。

## 【全国町村会】

提案団体の意見を十分尊重し、提案が実現されるよう、積極的な検討を求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去10年間で約1.5倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。

(1)について

○1次ヒアリングにおいて、地方版消費者基本計画の策定状況の公表方法の見直しを行うとの説明があったが、2次ヒアリングまでに見直しの方向性を示していただきたい。

(2)について

○「都道府県は、当該都道府県に関する消費者教育推進計画を策定しようとする場合において、当該都道府県の消費者行政の基本的な施策に係る内容を当該計画のなかに追加することができる」といった条項を消費者教育推進法に追加するなど、法令上の対応を行っていただきたい。

○消費者基本計画と消費者教育の推進に関する基本方針の対象期間について地方公共団体の事務負担も鑑み一致させるべきではないか。この点について、第1次回答においては検討していくとのことだが、今後のスケジュールについて示していただきたい。

## 各府省からの第2次回答

(1. について)

1次ヒアリングにおける説明のとおり、地方版消費者基本計画の策定状況に関する公表方法を見直し、未策定の地方公共団体名をHP上で公表する方法は改める。また、地方公共団体に対し、地方版消費者基本計画の策定はあくまでも任意であることを明確にする趣旨の通知を発出する。

なお、地方消費者行政の充実・強化に向けては、地方交付税交付金や地方消費者行政強化交付金等を通じた地方公共団体の取組の支援を行っている。また、財政面に限らず、他の地方公共団体の取組事例の紹介等も実施しているところ、必要に応じて御相談いただきたい。

(2. について)

消費者基本計画及び消費者教育の推進に関する基本的な方針(以下「消費者教育基本方針」という。)の対象期間を一致させる方向で対応する。次期消費者教育基本方針の対象期間(始期:令和5年度~)を調整する必要があることから、消費者教育推進会議の意見を聴き、対象期間の設定については、遅くとも令和3年度内に対応する。

## 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

44

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

提案事項(事項名)

70歳以上の国民健康保険の一部負担金に係る収入区分に応じた負担割合への適用申請の廃止

提案団体

春日井市、龍ヶ崎市、横浜市、三原市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

70歳以上の国民健康保険の一部負担金の割合について、収入の状況で申請しないと負担割合が2割にならない区分があり、住民税課税所得による判定で一部負担金の割合を変更する場合と同様、申請不要で負担割合を適用できるようにしてほしい。

具体的な支障事例

## 【事務内容】

定期的に該当の被保険者の収入状況を調べ、該当者に対し申請についての案内を送り、申請を待って負担区分を変更した高齢受給者証を再作成し送付している。案内の送付事務と申請の催促事務、高齢受給者証の差し替え事務などが発生する。

## 【支障事例】

国民健康保険法施行規則第24条の3において国民健康保険法施行令第27条の2で規定される負担割合の適用を受けようとするものは申請書を提出しなければいけないこととなっている。申請があつてから負担割合の変更を行うため、被保険者の申請が遅れる、または申請忘れにより、高い負担割合で診療を受ける月が発生する可能性があり、不利益を生じさせている。

(共同提案団体の支障事例)

- ・8月の年度切替に際しては対象者が非常に多く、対象者の抽出、申請の案内、申請の受理及び高齢受給者証の差し替え業務により事務の負担感が大きい。
- ・基準収入額申請の案内はパンフレットやホームページ等でも実施しているが、これまで被保険者が自主的に申請したケースはなく、複雑な制度ゆえ勧奨ありきの制度となっている。
- ・勧奨を受けた被保険者からの申請は、月中旬以降が多く、それに伴い高齢受給者証の差し替えは頻繁に発生している。
- ・月をまたいで申請のリスクは常にあり、申請勧奨後、月の下旬には電話等で再勧奨を実施しており事務の負担になっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

申請案内、申請の処理事務がなくなることで事務が低減される。

申請忘れ、申請遅れによる被保険者の不利益を回避できる。

(共同提案団体)

- ・市町村を越えて住所異動があつた際も申請不要で負担割合を適用できるようになれば、新たに居住するようになった市町村で再度申請する必要がなくなり、加入者の利便性の向上に繋がると考える。
- ・申請不要とした場合であっても大きな不利益は考えられない。

## 根拠法令等

国民健康保険法施行令第 27 条の 2、国民健康保険法施行規則第 24 条の 3

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、盛岡市、白鷹町、須賀川市、ひたちなか市、東海村、伊勢崎市、入間市、荒川区、東村山市、神奈川県、川崎市、相模原市、海老名市、長野県、中野市、三島市、半田市、津島市、知多市、京都市、大阪市、枚方市、鳥取県、米子市、倉吉市、浜田市、広島市、高松市、宇和島市、久留米市、長崎市、大村市、荒尾市、宮崎市、延岡市、小林市、那覇市

○申請しないと負担割合の変更ができないため、申請案内の通知や高齢受給者証の作り替え業務等の事務負担が発生している。また、申請しない・申請が遅れることにより、被保険者が高い負担割合で受診しなければならないとなっている。

○一定以上の所得がある方は令和 4 年度後半に自己負担割合が 2 割になる。この所得の確認についても同様に申請が必要となる場合は更に対象者が増えるため、申請不要としていただきたい。

○当市では 8 月の年度切り替え時や一部負担金の割合変更時に基準収入額申請の案内チラシを同封しているが、制度が複雑であるため、問い合わせへの対応や高齢受給者証の差し替え等の事務負担が大きい。また、被保険者からは、役所で収入額を把握しているにもかかわらず、申請をしなければ不利益を被るのはおかしい、とお叱りを受けることがある。

○申請があつてから負担割合の変更を行うため、被保険者の申請遅れや申請忘れにより、高い負担割合で診療を受ける月が発生する可能性があり、被保険者に不利益を生じさせている。

○8 月の年度切替に際しては対象者が非常に多く、対象者の抽出、申請の案内、申請の受理及び高齢受給者証の差し替え業務により事務の負担感が大きい。

○当市においても、共同提案団体と同様に、被保険者の申請忘れや申請遅れが生じていることから被保険者に不利益が生じている。加えて、年度切り替えに際しての課税所得の確認作業に多くの時間を費やし、事務負担感が大きいことから、制度改正の必要があると考える。

○月をまたいでの申請があつた際のリスクが常にあり、被保険者からの問い合わせが発生している。

## 各府省からの第 1 次回答

患者負担割合に係る現役並み所得者（3 割負担）の判定は、原則、課税所得を基準として行っているが、税法上の控除により、給与収入・年金収入ともに有するモデル世帯に比べ、実際の収入額が少ないにもかかわらず課税所得が基準を超えるケースが存在する。このようなケースを救済するため、収入が一定額未満である場合にはその旨申請すれば一般所得者（2 割負担）とする基準収入額適用申請の仕組みを設けている。

基準収入を公簿等だけで確認することができるのは、居住する市町村の税務システムで、地方税では本来必要のない収入情報を独自に管理している場合に限られる。国としては、こうした独自の仕様を前提とせず、被保険者からの申請に基づいて基準収入の把握を行うこととしている。

この取扱いを見直すに当たっては、各保険者において法令で含めることとしている収入金額をシステム等により把握できるのかを確認する必要があると考えており、当該確認結果を踏まえて、必要な対応を検討してまいりたい。

## 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

この制度自体が広く知られておらず、さらに複雑な判定方法であることから被保険者自身で適切な時期に申請を行うことは、ほぼ不可能と考える。申請を単に待つことは行政の在り方として問題があり、該当者に勧奨を行うことは必須の事務と考え、当市では勧奨を行っている。該当者を特定するのに必要な収入情報は住民税担当課からの情報や 1 月 1 日時点の住所地へのマイナンバー照会、保険税（料）用の申告書等により全て把握している。本人からの申請がなくても市で判定ができるにもかかわらず、申請を必要とすることは事務の無駄であり、また高齢者に申請を行わせることそのものや、申請の遅れ等により一般所得の自己負担割合が適用されないといった被保険者への不利益を生む原因となっている。一方で、市区町村によっては収入情報を基に該当者の把握を行っていない場合も考えられるため、このような市区町村においては従来通りの申請での収入把握とし、収入を把握しており勧奨を行っている団体では既に得られている収入情報によって適用を可能とするような改正も考えられる。今後も高齢者人口の増加に伴う事務量の増加が見込まれるため事務の効率化は喫緊の課題であり、令和 4 年度当初からの導入に向けて早急な対応をお願いしたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

## 【海老名市】

各保険者において法令で含めることとしている収入金額をシステム等により把握できるのか否かが異なることは承知しているが、先行して、把握できる市町村において、申請を必須としないような改正を行っていただければ、負担割合の変更の方法は各市町村の事情に合わせた運用に変更することができると考えます。

## 地方六団体からの意見

## 【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○1次ヒアリングにおいて、税務部局から収入情報を入手することの事務負担も考慮の上検討を要するとの説明があったが、本提案は、従来の申請は残しつつも、申請によらずに収入情報を把握している被保険者については、各地方公共団体が職権により負担割合の変更を行うことを可能とするものである。このため、税務部局等からの収入情報の入手が負担となる場合等は、従来通り申請によれば良いことから、本提案により、新たに地方公共団体に負担が生じることはないのではないか。

○また、複数の市町村に収入情報の管理方法について実態調査を行うとの説明があったが、実態を踏まえ早急に検討し、2次ヒアリングにおいて見直しの方向性を示していただきたい。

## 各府省からの第2次回答

基準収入額適用申請(申請書の提出による収入把握方法)の取扱いを見直すにあたり、法令で勘案すべき収入金額について、市町村における国民健康保険担当部局が税務部局と連携してシステム等により把握できるのかといった点をいくつかの市町村に照会したところ、税務部局とのデータ連携や確定申告書の写しを閲覧すること等により把握することが可能との回答を得た。しかしながら、税務部局とのデータ連携による把握が困難な市町村も存在し、状況は様々であった。

当該照会結果を踏まえると、一律に基準収入額適用申請を廃止することは、税務部局とのデータ連携が不可能な市町村等においては、かえって事務負担の増加に繋がる恐れがあることから、一律廃止は困難と考える。

このため、従来どおり基準収入額適用申請で運用する一方、市町村内において、法令で勘案すべき収入金額をデータ連携等により把握できる場合は、当該市町村の判断で、基準収入額適用申請に基づく申請書の提出を不要とすることを可能とする省令改正等の措置を講じる。

## 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

45

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

提案事項(事項名)

後期高齢者医療保険の一部負担金に係る収入区分に応じた負担割合への適用申請の廃止

提案団体

春日井市、龍ヶ崎市、横浜市、三原市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

後期高齢者医療保険の一部負担金の割合について、収入の状況で申請しないと負担割合が1割にならない区分があり、住民税課税所得による判定で一部負担金の割合を変更する場合と同様、申請不要で負担割合を適用できるようにしてほしい。

具体的な支障事例

## 【事務内容】

定期的に該当の被保険者の収入状況を調べ、該当者に対し申請についての案内を送り、申請を待つ負担区分を変更した被保険者証を送付している。案内の送付事務と申請の催促事務、被保険者証の差し替え事務などが発生する。

## 【支障事例】

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第32条において高齢者の医療の確保に関する法律施行令第7条で規定される負担割合の適用を受けようとするものは申請書を提出しなければいけないこととなっている。申請があつてから負担割合の変更を行うため、被保険者の申請が遅れる、または申請忘れにより、高い負担割合で診療を受ける月が発生する可能性があり、不利益を生じさせている。

(共同提案団体の支障事例)

- ・新しい被保険者証を送付する際には、本市では10,000人以上の確認を1週間程度で行う必要があり、迅速かつ正確な対応を維持することが既に困難になっている。今後団塊の世代が後期高齢者となり、対象者が増加することにより事務負担も増加することが予想され、このままでは申請勧奨の遺漏や誤りにより被保険者に対して不利益を生じる可能性があり、それを回避するためにも、事務負担の低減は喫緊の課題と考える。
- ・被保険者は高齢であり、申請行為の負担が相対的に大きい。後期高齢者医療制度において申請行為を不要としている他の業務と比較し、被保険者にとって大きな負担となっている。
- ・申請勧奨を行っても申請がない場合は複数回の連絡事務も発生し、申請漏れがないようにするための事務量も多くなっている。
- ・基準収入額申請の案内はパンフレットやホームページ等でも実施しているが、これまで被保険者が自主的に申請したケースはなく、複雑な制度ゆえ勧奨ありきの制度となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

申請案内、申請の処理事務がなくなることで事務が低減される。

申請忘れ、申請遅れによる被保険者の不利益を回避できる。

(共同提案団体)

- ・限られた期間で申請案内、申請の処理事務がなくなることで事務が低減されるとともに、事務処理誤りにより被保険者に対して不利益を生じさせる可能性を無くす。

・申請による被保険者の負担が軽減される。

## 根拠法令等

高齢者の医療の確保に関する法律施行令第7条、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第 32 条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、千歳市、盛岡市、白鷹町、須賀川市、ひたちなか市、東海村、伊勢崎市、入間市、渋谷区、東村山市、神奈川県、横須賀市、海老名市、長野県、中野市、佐久市、三島市、半田市、豊田市、知多市、大阪市、枚方市、鳥取県、米子市、倉吉市、松江市、高松市、宇和島市、久留米市、春日市、長崎市、大村市、荒尾市、中津市、宮崎市、延岡市、那覇市

○高齢者を対象とした保険制度であるにも拘らず、申請によらなければ窓口負担割合が3割から1割にならない「基準収入額適用申請制度」は被保険者に対する配慮を著しく欠いた手続きである。この制度に該当するかどうかは被保険者は分からないため、本市においても候補者全員について手作業で「収入認定」を行い勧奨している。勧奨通知を受け取った被保険者からは、「窓口負担は1割より3割が良いなどと言う人がどこにいる。」「該当するかどうか本人は分からないし、該当となっても申請しなければ1割負担にならないとはどういうことか。」「保険料を完納しているのに申請し忘れて窓口負担が高くなるとは誰のための保険制度なのか。」という苦情が絶えない。窓口負担2割が近々導入されることも踏まえ、市民感情に配慮した改善が必要である。

○本市でも被保険者の認知機能の低下、また同居家族の長期入院中のため、前年度まで行えた申請ができず、入院費が高額となり、年度切り替えの数か月後、遠方に住む親族とトラブルとなった事例があり、過去に県後期高齢者医療広域連合に対し、提案を行ったことがある。

○本市においても、定期的に被保険者やその同世帯の70歳以上の人について収入状況を調べ、該当者に対し申請について案内を送り、申請を待って負担区分を変更した被保険者証を送付しているが、後期高齢者医療制度の被保険者にとっては、申請行為の負担が大きいと、申請が遅れたり、申請をしないままになり、高い負担割合で診療を受ける事例が発生している。また被保険者証の年次更新時には、数日で1,000件程度の収入状況を数人で確認しなければならない状況にあり、今後、団塊の世代が後期高齢者になり対象者が増加すれば、正確かつ迅速な対応が困難になると予想され、制度改正の必要性を強く感じている。

○本市では、県後期高齢者医療広域連合から定期的に該当の被保険者一覧が送付され収入状況を調べ提供し、広域連合が該当者に対し申請書等を送っている。本市は、被保険者から申請書を受け付けて、広域連合へ送付し、広域連合が負担区分を決定し変更した被保険者証を送付している。収入の確認から申請書を送付し、申請があつてから負担割合の変更を行い被保険者証を送るため、被保険者が申請を忘れて、申請書の提出が遅れたりすると、高い負担割合で診療を受ける月が発生する可能性があり、不利益を生じさせている。また、申請のない者へ催促事務などが発生する。

○本市では、8/1の年度切り替えの繁忙期に、収入状況の調査、対象者の抽出、申請案内ハガキの発送を行うほか、毎月、75歳到達者や修正申告、世帯変更のあるものなど、随時、確認作業やその対応など作業が煩雑である。また、制度が複雑なうえ、被保険者の申請があつてから負担割合の変更を行うため、申請が漏れクレームに繋がるケースもあり、職員の事務負担及び被保険者の不利益を生じさせている。

○被保険者証定期判定時における基準収入額適用申請勧奨事務について、本市では約2,000人の勧奨候補者の収入金額を調査し、勧奨対象となる被保険者に勧奨通知を送付している。現状では、勧奨候補者の抽出から発送までを約一週間で必要があり、迅速かつ正確な対応を維持することが困難になっている。今後、対象者が増加することにより事務負担も増加することが予想され、このままでは勧奨事務の遺漏や誤りにより被保険者に対して不利益を生じる可能性があり、それを回避するためにも、制度改正は喫緊の課題と考える。

○制度自体が複雑であることから、被保険者からの勧奨通知発送後の問い合わせも他の申請と比較し膨大であり、後期高齢者医療業務全体を圧迫している。

○被保険者自身が内容を理解した上で申請行為を行うことが難しく、被保険者にとっても大きな負担となっている。

○本市においても、共同提案団体と同様に、被保険者の申請忘れや申請遅れが生じていることから被保険者に不利益が生じている。加えて、年度切り替えに際しての課税所得の確認作業に多くの時間を費やし、事務負担感が大きいことから、制度改正の必要があると考える。

○収入調査の際に、確定申告書の写しに所得額のみが記載されたものもあり、収入額について税務署へ問合せの権限付与が必要になると思われる。また、3割負担を選択され、1割負担を拒否される方についての意思確認や申出制度の新設が必要になると考える。

○該当する被保険者の収入状況を調べ、該当者に区分負担申請にかかる勧奨通知を送り、申請を受け、証の差し替えを行っている。既に該当者として把握していることから、上記のように勧奨通知を送り、申請を受け付ける作業は事務の増加を招く。今後、団塊の世代が後期高齢者医療制度に加入し、事務量の増加も想定されることから、さらなる事務負担が増すと考える。

○均等割にかかる軽減は自動で適用するなど、申請を待たずに被保険者に利益をもたらす制度運用も行われていることと比較しても、この制度の申請行為が高齢な被保険者の負担となっている。

○当該申請の適用は、申請日の翌月からになるため、失念などで申請遅れがあった場合は、被保険者が本来受けられる負担区分の始まりが遅れ、不利益を生じさせる。

○都道府県を越えて住所異動があった際も申請不要で負担割合を適用できるようになれば、新たに居住するようになった市町村で再度申請する必要がなくなり、被保険者の利便性の向上に繋がると考える。

○新しい被保険者証を送付する際には、本市では3,000人以上の確認を1週間程度で行う必要があり、迅速かつ正確な対応を維持することが既に困難になっている。今後団塊の世代が後期高齢者となり、対象者が増加することにより事務負担も増加することが予想され、このままでは申請勧奨の遺漏や誤りにより被保険者に対して不利益を生じる可能性があり、それを回避するためにも、事務負担の低減は喫緊の課題と考える。

○被保険者は高齢であり、申請行為の負担が相対的に大きい。後期高齢者医療制度において申請行為を不要としている他の業務と比較し、被保険者にとって大きな負担となっている。

### 各府省からの第1次回答

患者負担割合に係る現役並み所得者(3割負担)の判定は、原則、課税所得を基準として行っているが、税法上の控除により、給与収入・年金収入ともに有するモデル世帯に比べ、実際の収入額が少ないにもかかわらず課税所得が基準を超えるケースが存在する。このようなケースを救済するため、収入が一定額未満である場合にはその旨申請すれば一般所得者(1割負担)とする基準収入額適用申請の仕組みを設けている。

基準収入を公簿等だけで確認することができるのは、居住する市町村の税務システムで、地方税では本来必要のない収入情報を独自に管理している場合に限られる。国としては、こうした独自の仕様を前提とせず、被保険者からの申請に基づいて基準収入の把握を行うこととしている。

この取扱いを見直すに当たっては、各保険者において法令で含めることとしている収入金額をシステム等により把握できるのかを確認する必要があると考えており、当該確認結果を踏まえて、必要な対応を検討してまいりたい。

### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

この制度自体が広く知られておらず、さらに複雑な判定方法であることから被保険者自身で適切な時期に申請を行うことは、ほぼ不可能と考える。申請を単に待つことは行政の在り方として問題があり、該当者に勧奨を行うことは必須の事務と考え、本市では勧奨を行っている。該当者を特定するのに必要な収入情報は住民税担当課からの情報や1月1日時点の住所地へのマイナンバー照会、保険税(料)用の申告書等により全て把握している。本人からの申請がなくても市で判定ができるにもかかわらず、申請を必要とすることは事務の無駄であり、また高齢者に申請を行わせることそのものや、申請の遅れ等により一般所得の自己負担割合が適用されないといった被保険者への不利益を生む原因となっている。一方で、市区町村によっては収入情報を基に該当者の把握を行っていない場合も考えられるため、このような市区町村においては従来通りの申請での収入把握とし、収入を把握しており勧奨を行っている団体では既に得られている収入情報によって適用を可能とするような改正も考えられる。今後、高齢者人口の増加、後期高齢者医療の負担割合2割の導入に伴う事務量の増加も見込まれるため、事務の効率化は喫緊の課題であり、令和4年度当初からの導入に向けて早急な対応をお願いしたい。

### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

#### 【海老名市】

各保険者において法令で含めることとしている収入金額をシステム等により把握できるのか否かが異なることは承知しているが、先行して、把握できる市町村において、申請を必須としないような改正を行っていただければ、負担割合の変更の方法は各市町村の事情に合わせた運用に変更できると考えます。

### 地方六団体からの意見

#### 【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○1次ヒアリングにおいて、税務部局から収入情報を入手することの事務負担も考慮の上検討を要するとの説明があったが、本提案は、従来の申請は残しつつも、申請によらずに収入情報を把握している被保険者については、各地方公共団体が職権により負担割合の変更を行うことを可能とするものである。このため、税務部局等からの収入情報の入手が負担となる場合等は、従来通り申請によれば良いことから、本提案により、新たに地方公共団体に負担が生じることはないのではないか。

○また、複数の市町村に収入情報の管理方法について実態調査を行うとの説明があったが、実態を踏まえ早急に検討し、2次ヒアリングにおいて見直しの方向性を示していただきたい。

## 各府省からの第2次回答

基準収入額適用申請（申請書の提出による収入把握方法）の取扱いを見直すにあたり、法令で勘案すべき収入金額について、市町村における後期高齢者医療担当部局が税務部局と連携してシステム等により把握できるのかといった点をいくつかの市町村に照会したところ、税務部局とのデータ連携や確定申告書の写しを閲覧すること等により把握することが可能との回答を得た。しかしながら、税務部局とのデータ連携による把握が困難な市町村も存在し、状況は様々であった。

当該照会結果を踏まえると、一律に基準収入額適用申請を廃止することは、税務部局とのデータ連携が不可能な市町村等においては、かえって事務負担の増加に繋がる恐れがあることから、一律廃止は困難と考える。

このため、従来どおり基準収入額適用申請で運用する一方、市町村内において、法令で勘案すべき収入金額をデータ連携等により把握できる場合は、当該市町村の判断で、基準収入額適用申請に基づく申請書の提出を不要とすることを可能とする省令改正等の措置を講じる。

## 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

132

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

## 提案事項(事項名)

被保護者が居所不明となった場合の生活保護の停廃止に係る取扱いの明確化

## 提案団体

仙台市、札幌市、福島県、さいたま市、横浜市、相模原市、浜松市、名古屋市、京都市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市

## 制度の所管・関係府省

厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

被保護者が居所不明となった場合の生活保護の停廃止に係る取扱いを明確化するとともに、公示送達に依るべきこととする場合には、公示送達に関する規定を生活保護関係法令に新たに設けること。なお、生活保護関係法令に公示送達の規定を設けることが困難な(民法の規定に依ることとする)場合等は、その理由・考え方を併せて示すこと。

## 具体的な支障事例

生活保護の停止または廃止は、書面によって被保護者に送達しなければ効力が生じないこととなっているが、被保護者が居所不明等の場合の取扱いについては、国が考え方を示した文書等がなく、明確でない。居所不明の場合に書面の送達を行う方法としては公示送達が考えられるが、民法の規定による公示送達は裁判所への掲示が必要であり、裁判所の許可を得るための申立書や調査報告書、申立手数料等の準備に多大な労力が必要である。また、裁判所の許可の遅れ等により、公示送達が遅れると、その間も保護が継続していたことになるので、保護費を支払わざるを得ないという事態も想定される。この点、地方税法では、第20条の2に公示送達の規定が設けられており、裁判所の許可等は不要となっている。昨年、当市では公示送達を2件実施したが、資料作成や裁判所との調整に5日程度要した。また、裁判所への公示送達実施のための費用を別途支出せざるを得なかった。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

被保護者が居所不明となった場合の保護の停廃止の方法が明確になることで、地方公共団体間での事務の統一が図られる。生活保護関係法令においても、地方税法と同様の規定を設けることで、裁判所の許可等が不要となり、効率的に公示送達を実施することができる。被保護者失踪後も保護費を支払わなければならないという事態を防止することができる。

## 根拠法令等

民法第98条、地方税法第20条の2

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、岩手県、宮城県、郡山市、水戸市、ひたちなか市、前橋市、高崎市、千葉市、長野県、佐久市、稲沢市、大阪府、大阪市、広島市、福岡県、久留米市、宮崎市

○被保護者が居所不明となった場合の生活保護の廃止の取扱いについて、実施機関ごとに判断や取扱いが異なり対応に苦慮しているため。実施機関（政令市除く）より、法整備や目安の提示等を求める意見あり。また、厚生労働省の示す廃止事由の一つに「失踪」があるが、失踪廃止の根拠規定（法第19条または26条、若しくは28条第5項）が明確でないため、決定通知に理由付記をする際に不十分な記載とならざるを得ない状況がある。

○居所不明になった場合の書面による被保護者への送達方法については、配達証明による郵送を行うなどしているが、郵送物が返送されれば送達された扱いにならず、苦慮しているところである。公示送達について、生活保護関係法令に明記することにより地方公共団体間の事務の統一が図られるとともに、地方税法に準じた規定にすることで、公示送達の事務負担の軽減も図られるので、取扱いの明文化の必要性は高いと考える。

○居所不明による廃止については、明確化されていない点も多く、本市においても疑義が生じることもあるため、具体的な取扱いを定めることは必要と考える。

○本市においても、被保護者が居所不明となった場合に、保護の廃止等の処分に係る通知書の送付を相手方に出来ず、処分の効力の発生に支障が生じている。居所不明となる被保護者は毎月一定数いるが、公示送達に関する手続きが煩雑であることから、本市においては公示送達を実施していない。しかしながら、居所不明となった場合には、相手方への通知が困難であることから、公示送達を実施すべきであると考え。そのためには、地方税法と同様の規定を設け、裁判所の許可を不要とし、公示送達の手続きを明確化することが必要であると考える。

○本市においても、被保護者の失踪により、保護廃止となる事案が散見されている。

## 各府省からの第1次回答

保護の廃止については、被保護者が保護を必要としなくなったときに行われるものとされており、外出時に居所を訪問したことをもって居所不明と判断し、保護を廃止したことによるトラブルも生じていること、また、生活保護は憲法第25条に基づき最後のセーフティネットとして最低生活を保障するものであり、要保護状態にあるにも関わらず保護の廃止を行うことにより、場合によっては生命・身体に重大な危険を及ぼす可能性があることから、被保護者が居所不明であるかどうかの事実認定等を含めたその要保護性については、個別具体的なケースに応じて、十分な調査・検討を行った上で慎重に判断する必要があると考えている。まずは、そのような場合における廃止の取扱いについて、自治体の事務の実態を把握した上で、当該実態調査の結果を踏まえ、どのような対応が可能かを検討してまいりたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案は、居所不明の被保護者に対する廃止の「通知方法」の明確化を求めるものであり、第1次回答にいう「居所不明を理由とする廃止の取扱い」の明確化を求めるものではないため、この点をまず指摘申し上げる。

被保護者が居所不明となった際の要保護性については、十分な調査・検討の上行う必要があると、提案団体においても承知している。居住実態が不明であることのみを理由に廃止することは違法とする裁判例（京都地方裁判所平成5年10月25日判決）もある。これらを踏まえ、福祉事務所では、失踪を理由に安易に廃止を行うのではなく、被保護者の要保護性についての十分な調査・検討を踏まえた上で廃止を決定している。

しかし、当該決定はあくまで「行政内部での決定」であり、相手方に通知が到達しなければ、いつまでも効力が生じることはない。そこで、失踪者に対しどのように到達させるかが問題になるが、この通知方法が明確化されていないため、現状では民法に基づく公示送達しか方法がないと考えている。

ところが、民法に基づく公示送達は、裁判所での掲示が必要であるため、申立書や各種資料の準備に多大な労力を要する。このことから、役所での掲示で足りる等、より簡略化された通知方法の整備を希望する。

また、第1次回答では、どのような対応が可能かを「検討してまいりたい」とされているが、生活保護制度の運用開始以後今日に至るまで通知方法が明確化されていないこと自体問題であると思われ、また本市では、毎年30件程度、廃止後に居住地・現在地が分からないことを理由に通知を行うことができない事例が発生しているため、検討するにしても早期に明確化していただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

## 【大阪府】

自治体の事務の実態を把握いただき、失踪による保護停廃止に係る根拠規定及び取扱いの明確化を早期に図っていただきたい。

## 地方六団体からの意見

## 【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○提案団体の求める措置は、居住地・所在地が不明の被保護者に停廃止の決定をどのような手段で通知するかを論ずるものであり、一次回答で記載されている議論とは切り離して検討が可能ではないか。

○提案団体が示す支障事例は全国で毎年生じ得るものであることから、居所不明の事実認定等を含めた要保護性と併せて本提案の検討をするのであれば、結論が出るまでの間、地方公共団体が講ずべき措置について早急に示すべきではないか。

## 各府省からの第2次回答

居所不明の際の保護の停廃止の通知方法のあり方は、現状の自治体における取扱いの実態を前提として検討することが不可欠と考えている。そのため、まずは自治体の事務の実態を把握した上で、当該実態調査の結果を踏まえ、法的な整理を行い、どのような対応が可能かを検討してまいりたい。

## 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府、厚生労働省 第2次回答

管理番号

41

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

## 提案事項(事項名)

都道府県障害者計画、都道府県障害福祉計画等における計画期間の見直し及び計画内容の簡素化

## 提案団体

神奈川県

## 制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

都道府県障害者計画(以下「障害者計画」という。)と都道府県障害福祉計画(以下「障害福祉計画」という。)等の統合等を促進するため、障害福祉計画を障害者基本計画と同じく5か年計画とすることを求める。  
 または、障害者基本計画を6か年計画とすることを求める。  
 併せて、障害者計画と障害福祉計画等計画内容の簡素化を求める。

## 具体的な支障事例

障がい福祉に関し、都道府県には、障害者基本法に基づく障害者計画と、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画等の策定が求められている。  
 障害福祉計画は、障害者計画の一部であり、障害福祉サービスに関する3年間の実施計画としての位置付けであるため、例えば、地域生活移行者数や障害福祉サービス見込量等の成果目標や、目標達成のための方策等について、内容が重複している。  
 しかし、両計画とも策定義務があるため、それぞれの計画策定について、実態把握調査の実施、住民意見の反映等の作業に加え、学識者や障がい当事者等で構成された審議会で複数回審議するというプロセスが必要となり、大きな負担となっている。  
 また、障害福祉計画が3か年計画であるため、次期計画の策定に向けた現行計画の効果等の検証を、2か年の取組実績により行うことになるが、2か年という期間は検証には短く、次期計画に現行計画の反省点等を十分に反映できない。  
 さらに、名称及び内容の近い計画が複数存在することは、住民の分かりにくさにもつながっているため、両計画を統合し、1つの計画にできれば、業務負担の軽減及び住民の分かりやすさ向上を図ることができるが、両計画の計画期間が異なることが統合の妨げとなっている。  
 障害福祉計画は、法に基づく基本指針において、3か年の計画と定められている一方、障害者計画は、計画期間の定めはないものの、法において国の障害者基本計画(5か年計画)に基づいて策定することとされており、5か年計画としている地方公共団体が多い。  
 これを踏まえ、国の基本指針により定められる障害福祉計画の期間と、国の障害者基本計画の期間が同一、又は、例えば、3年間と6年間など、中間見直ししやすい期間になっていれば、両計画の統合や策定作業の一本化による負担軽減等が図られやすくなるものと考え、提案するものである。  
 また、更なる業務負担の軽減に向けて、両計画の内容の簡素化についても、併せて提案する。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

障害福祉計画等を障害者基本計画と同じく5か年の計画とした場合には、障害福祉計画等と障害者計画を統合しやすくなり、計画本数の減少による策定作業の負担軽減が図られる。  
 名称及び内容の近い計画が1本化することで、住民の分かりやすさの向上にもつながる。

計画内容が簡素化された場合についても、内容面での重複が解消されることにより、計画策定に係る負担軽減が図られる。

#### 根拠法令等

障害者基本法第 11 条第2項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 87 条第1項、第 89 条第1項、児童福祉法第 33 条の 22 第1項、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成 18 年厚生労働省告示第 395 号)

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、茨城県、前橋市、千葉県、小平市、長野県、豊田市、西尾市、京都市、浜田市、高知県、五島市、大分県

〇両計画とも策定義務があり、それぞれ、実態把握調査の実施、住民意見の反映、審議会の複数開催が必要となり、負担が大きい。根拠法はそれぞれ異なるものの、名称や内容が類似する計画が存在することで、住民をはじめ、審議会委員であっても分かりにくい状況である。当市は、障害福祉計画・障害児福祉計画を一体で策定、障害者基本計画については5か年計画で別に策定している状況であるが、3本の計画の統合により、分かりやすさとともに、事務の負担が大きく軽減される。

また、障害福祉計画については、計画期間が3か年と定められており、検証するには2か年の実績を基に検証することとなり、十分な検証ができていないとは言い難い。

#### 各府省からの第 1 次回答

##### 【内閣府】

「障害者基本法(平成 25 年法律第 65 号)」に基づく都道府県及び市町村における障害者計画(以下「障害者計画」)の策定については、障害者基本法第 11 条第2項及び第3項において、障害者基本計画を基本とする旨定められている。

障害者計画に規定すべき具体的な内容、計画の策定期間については、地方公共団体がそれぞれの地域の実情に応じて決定することができる。また、地方公共団体の判断により、障害者計画と障害福祉計画等を一体のものとして策定することも可能である。

##### 【厚生労働省】

障害福祉計画及び障害児福祉計画については、国において基本指針を定め、この指針を元に各地方自治体が約1年間で計画を作成し、新たな計画期間を迎えることとなっている。また、国においては3年毎にサービス提供の在り方の見直しを含めた障害福祉サービス等報酬改定を行っていること等から、その改定内容等を踏まえて作成する必要のある障害福祉計画及び障害児福祉計画については、この改定等に合わせた計画期間とすることが制度設計上重要と考えている。

他方で、実質2年間の実績を踏まえた短いサイクルでの計画見直しとなっており、施策効果の検証の時間が十分に取れていないという指摘については真摯に受け止める必要がある。

以上のことから、一部、障害福祉サービス等報酬改定等、3年毎に見直しを行っている政策の影響を受ける項目の期間延長は難しいものと考えているが、その他の項目の期間については、今回の地方分権改革提案でも複数のご提案をいただいている点、他の計画との関係に留意しなければならない点に加え、障害福祉行政を円滑に進めていくためにどの長さが適当か慎重に検討する必要があるため、次期計画の基本指針の内容を議論する予定である令和4年度に議論を行うこととしたい。

なお、障害福祉計画の簡素化については、令和2年地方分権改革提案(管理番号 210②)により一定の整理を得たものと考えている。

#### 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

##### 【内閣府】

障害福祉計画の期間は国の基本指針で3か年と定められていることから、障害者計画と障害福祉計画等を一体的に策定する地方公共団体においては、3か年の計画、あるいは6か年の計画として3か年目に障害福祉計画に関する内容を改訂している場合が多い。現在、障害者基本計画は5か年の計画であることから、国と地方公共団体で計画策定年が大きすぎていくこととなり、障害者基本計画の内容を適切に反映できない。

地方公共団体が、住民への分かりやすさや負担軽減を目的に障害者計画と障害福祉計画等を一体のものとして策定することが前提になりつつあることを認識していただき、厚生労働省と連携を図ることで、地方公共団体の負担軽減に努めていただきたい。

**【厚生労働省】**

報酬改定の内容が示されるのは、毎回2月上旬であり、実質的に、報酬改定を踏まえて計画を策定できるタイミングとはなっていない。また、報酬改定により直接の影響を受けるのは、サービス見込量が主であり、それをもって成果目標等他の項目全てを3年間で見直す理由にはならないと考える。なお、サービス見込量については、計画の一部見直し等で対応が可能である。

また、簡素化については、一部の項目を努力義務としたことで整理済みとしているが、例えば、努力義務とされた「サービス見込量確保のための方策」について、住民への説明責任の観点から、見込量の確保策を記載せざるを得ないなど、努力義務とされたものでも、実質的に義務付けに近い項目が多い。

このため、例えば、活動指標は国の基本指針で細かく定めずに、地方公共団体の判断とするなど、地方公共団体の自主性を反映できる方向での実質的な簡素化が必要と考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

**【全国知事会】**

都道府県障害者計画の策定の義務付けについては、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止又は「できる」規定化若しくは努力義務化すべきである。

なお、「できる」規定等とした場合でも、計画の策定を補助金交付の要件とするなど、計画を策定せざるを得ないこととならないよう留意すること。

都道府県障害福祉計画の内容の義務付けについては、地方分権改革推進委員会第3次勧告で存置が許容されていないものは、規定そのものの廃止、規定の例示化又は目的程度の内容へ大枠化すべきである。

また、計画期間については、地方自治体が地域の実情に応じた設定が可能となるよう、計画の根拠となる基本指針の見直しを求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去10年間で約1.5倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。

○障害者基本計画について、計画期間を見直すことができない理由がないのであれば、障害者計画と障害（児）福祉計画を一体的に策定している地方公共団体の実態を踏まえ、計画期間の見直しについて前向きに検討いただきたい。

○障害（児）福祉計画について、計画期間の短さがネックとなり、計画策定の業務負担が増大し、実際の障害福祉サービスの提供に注力する時間が削られるといった問題が生じている。このような実態や、計画策定というプロセスを踏まえると、3年という期間では足りないのではないか。

○3年毎に改定される報酬改定との整合性が取れた対応等ができないとのことであるが、計画記載事項について、報酬改定に関連する事項とそうでない事項に分類し、前者については策定から3年経過時に見直すこととした上で、計画期間自体は、地方公共団体の負担軽減やPDCAサイクルの円滑な推進の観点から、より適切な期間（6年間等）に見直すべきではないか。

○報酬改定内容の公表が2月に実施されている中、当該内容を地方公共団体が4月から始まる次期計画に反映させることは、事実上困難な実態があるのではないか。

○上記について、地方公共団体が次期計画の策定作業を令和4年度から開始することから、早急に検討を進めていただきたい。

○計画の記載内容の簡素化や基本指針の策定・Q&Aの周知の早期化を検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

**【内閣府】**

障害者基本法（昭和45年法律第84号）第6条において、国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を「総合的かつ計画的に実施」する責務を有することを規定している。障害者施策は、

教育、文化芸術、スポーツ、福祉、医療、雇用分野など多岐にわたるものであり、地方公共団体が当該責務を果たすためには、国の機関(本省及び地方支分部局)等とも協力しながら地域ごとの実情に応じた計画を策定することにより、施策の実効性・有効性を担保する必要がある。また、実態としても、令和2年4月時点において、全都道府県が計画を策定済み、約9割の市町村が計画策定済みであり、当該計画に基づき障害者施策の推進に取り組んでいる状況にある。首長や地域の関心・理解等により施策が後退するようなことなく、全地域的に総合的かつ計画的な施策の実施に引き続き取り組んでもらうためには、現行のとおり、地方自治体と国との協力に係る事務として、各地域での計画策定を全国的に統一した対応として行っていただく必要がある。なお、都道府県、市町村の計画策定は、平成16年の議員立法による改正で義務付けされているものである。

一方、障害者計画に規定すべき具体的な内容、計画の策定期間や期間については法定しておらず、各地方公共団体の裁量に委ねられている。このことについては、これまでも各地方公共団体から個別の問い合わせがあった場合はその旨回答してきているところであり、今後は各地方公共団体への周知も検討してまいりたい。また、障害者基本計画の計画期間については、障害福祉計画及び障害児福祉計画だけでなく様々な分野の計画とも関連するものであるところ、当該2計画のみを念頭に計画期間の見直しを行うことは適当でないとする。

【厚生労働省】

一次回答でも申し上げたとおり、国においては3年毎にサービス提供の在り方の見直しを含めた障害福祉サービス等報酬改定を行っていること等から、その改定内容等を踏まえて作成する必要のある障害福祉計画及び障害児福祉計画については、この改定等に合わせた計画期間とすることが制度設計上重要と考えている。

他方で、実質2年間の実績を踏まえた短いサイクルでの計画見直しとなっており、施策効果の検証の時間が十分に取れていないというご指摘については真摯に受け止める必要がある。

以上のことから、一部、障害福祉サービス等報酬改定等、3年毎に見直しを行っている政策の影響を受ける項目の期間延長は難しいものと考えているが、その他の項目の期間については、今回の地方分権改革提案でも複数のご提案をいただいている点、他の計画との関係に留意しなければならない点に加え、障害福祉行政を円滑に進めていくためにどの長さが適当か慎重に検討する必要があるため、次期計画の基本指針の内容を議論する予定である令和4年度に議論を行うこととしたい。

なお、令和4年度の検討に当たっては、期間延長が難しい項目に係る見直し時期の考え方についても併せて議論を行うこととしたい。

この他、障害(児)福祉計画の簡素化については、令和2年地方分権改革提案(管理番号210②)により一定の整理を得たものと考えているが、次期計画の基本指針を検討する際には、計画に記載する項目の精査に取り組んでまいりたい。

## 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

157

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

## 提案事項(事項名)

都道府県障害(児)福祉計画及び市町村障害(児)福祉計画の計画期間の見直し

## 提案団体

兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、姫路市、西脇市、三木市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、神河町、和歌山県、鳥取県、徳島県

## 制度の所管・関係府省

厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

地域住民の意識醸成や地域におけるソフト・ハード両面での対応に係る地方公共団体の裁量を高めることができるよう、都道府県・市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画の計画期間を、上位計画である「障害者基本計画」において当県及び県内市町の多くが設定している現行の2倍である6年に延長すること。

## 具体的な支障事例

## 【現状】

都道府県障害(児)福祉計画及び市町村障害(児)福祉計画は、国指針により3年を一期間として作成することとされている。[障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条、児童福祉法第33条の20、平成18年厚生労働省告示第395号]

## 【支障】

計画期間が3年間のため、見直しサイクルが非常に短く、計画の策定に係る負担が大きい。また、検証が不十分なまま次期計画の策定作業に追われている実態がある。

当該計画では、施設入所者の地域生活への移行や、施設入所者数の削減等の目標を定めることとされているが、地域における相談支援体制や地域生活支援拠点の整備等、ソフト・ハード両面での対応に加え、地域住民の意識醸成を地域と一体となって進める必要があり、短期での目標達成が困難な場合がある。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

検証が不十分なまま次期計画の策定作業に追われる実態を改善し、計画策定に係る負担を軽減することにより、行政の効率化につながる。

新たな計画改定時に、十分な計画期間中の実績をもとに精度の高い見込数値を設定でき、課題に対応したサービス提供体制の整備につながる。

短期間では構築が困難な医療機関や近隣市町の協力確保等について、市町単独ではなく圏域単位で連携・調整を図ることが可能になる。

## 根拠法令等

児童福祉法第33条の20第1項、第33条の22第1項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項、第89条第1項、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成18年厚生労働省告示第395号)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、仙台市、千葉市、小平市、神奈川県、長野県、三島市、豊田市、西尾市、稲沢市、寝屋川市、広島市、宇和島市、大牟田市、五島市、宮崎県、全国町村会

○計画期間が3年間のため、2か年の実績を基に検証しなければならない。精査が不十分なままで次期計画の策定作業に着手している状況となっている。

○障害福祉計画等の策定に当たり、国の基本指針で示される成果目標等に掲げられている地域生活への移行や地域生活支援拠点等については、地域の社会資源を活用した多機関連携の仕組みの構築など、中長期的な視点が必要であり、現行の計画期間3年では、障害者自立支援協議会等において、十分な検証ができていない現状があるとともに、計画策定に係る事務負担も大きくなっている。一方で、障害者だけでなく、高齢者や子どもを含めた今後の地域包括ケアシステムの推進による地域共生社会の実現のため、地域福祉計画や介護保険事業計画等との一体的な計画策定も含めて次期計画の策定を検討しているところであり、関連計画との方向性の在り方も課題となっている。

○本市においては、健康福祉総合計画として、障害者計画・障害福祉計画・障害児計画を一体のものとして策定している。法で3年を一期間とされているため、部分的に計画期間が異なる状態となっている。6年に延長されると同時の策定が可能となり、負担軽減につながる。

○市町村障害（児）計画の策定は国の基本指針に即して、3年に1度策定しなければならないが、計画期間が3年間とサイクルが短く、策定業務の事務負担が大きい状況である。また、成果目標やサービスの必要量の見込みの設定について、実態把握や施策効果を検証し、次期計画に反映する十分な時間を確保することが難しい状況である。

## 各府省からの第1次回答

障害福祉計画及び障害児福祉計画については、国において基本指針を定め、この指針を元に各地方自治体が約1年間で計画を作成し、新たな計画期間を迎えることとなっている。また、国においては3年毎にサービス提供の在り方の見直しを含めた障害福祉サービス等報酬改定を行っていること等から、その改定内容等を踏まえて作成する必要のある障害福祉計画及び障害児福祉計画については、この改定等に合わせた計画期間とすることが制度設計上重要と考えている。

他方で、実質2年間の実績を踏まえた短いサイクルでの計画見直しとなっており、施策効果の検証の時間が十分に取れていないというご指摘については真摯に受け止める必要がある。

以上のことから、一部、障害福祉サービス等報酬改定等、3年毎に見直しを行っている政策の影響を受ける項目の期間延長は難しいものと考えているが、その他の項目の期間については、今回の地方分権改革提案でも複数のご提案をいただいている点、他の計画との関係に留意しなければならない点に加え、障害福祉行政を円滑に進めていくためにどの長さが適当か慎重に検討する必要があるため、次期計画の基本指針の内容を議論する予定である令和4年度に議論を行うこととしたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

障害福祉計画及び障害児福祉計画を上位計画である障害者計画の計画期間の6年に延長することで、3つの計画が1本化し、地域の特性に応じた施策の展開と国等の基本指針に伴う目標設定を中長期的な視線で検討することが可能となる。

これにより、各市町が持っている地域資源を、圏域単位で補う体制を構築することが可能となり、住民にとって大きなメリットとなる。

しかし、現状では前計画の実態や施策効果を把握・検証し、目標達成に向けて関係者と連携し、進捗状況を確認しながら工夫や改善を積み重ねることができる期間が非常に短いため、検証が不十分なまま次期計画の計画策定に追われており、地域課題と合わせ関係機関との協議や調整等を十分行えていない。

障害福祉サービス等報酬改定と当該計画の関連の重要性の主張については、そもそも令和3年度の報酬改定では、現行計画策定を終えた後の令和3年2月に改定内容が示されたため、その内容が計画に反映できていない。

また、報酬改定は原則、計画に定める成果目標や量の見込みに影響を与えるものであるとは考えていないが、仮に報酬改定により新設されたサービス等、計画の見込みに影響が出た場合であっても、地域の障害福祉に関する関係者による連携や支援体制に関する協議を行うために設置した自立支援協議会を活用し、計画途中に見直すことが可能である。

第1次回答で言及されている他の計画との関係（上位計画である障害者基本法に基づく障害者計画）を含め、

令和4年度末から次期計画の策定作業に着手する自治体があることを踏まえ、計画期間見直しの検討に早期に着手するとともに、基本指針及び Q&A の早期提示にご配慮願いたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 地方六団体からの意見

##### 【全国知事会】

障害福祉計画及び障害児福祉計画の計画期間については、地方自治体が地域の実情に応じた設定が可能となるよう計画の根拠となる基本指針の見直しを求める。

##### 【全国町村会】

一層の事務負担軽減につなげるため、提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去10年間で約1.5倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。

○障害(児)福祉計画について、計画期間の短さがネックとなり、計画策定の業務負担が増大し、実際の障害福祉サービスの提供に注力する時間が削られるといった問題が生じている。このような実態や、計画策定というプロセスを踏まえると、3年という期間では足りないのではないかと。

○3年毎に改定される報酬改定との整合性が取れた対応等ができないとのことであるが、計画記載事項について、報酬改定に関連する事項とそうでない事項に分類し、前者については策定から3年経過時に見直すこととした上で、計画期間自体は、地方公共団体の負担軽減やPDCAサイクルの円滑な推進の観点から、より適切な期間(6年間等)に見直すべきではないかと。

○報酬改定内容の公表が2月に実施されている中、当該内容を地方公共団体が4月から始まる次期計画に反映させることは、事実上困難な実態があるのではないかと。

○上記について、地方公共団体が次期計画の策定作業を令和4年度から開始することから、早急に検討を進めていただきたい。

#### 各府省からの第2次回答

一次回答でも申し上げたとおり、国においては3年毎にサービス提供の在り方の見直しを含めた障害福祉サービス等報酬改定を行っていること等から、その改定内容等を踏まえて作成する必要のある障害福祉計画及び障害児福祉計画については、この改定等に合わせた計画期間とすることが制度設計上重要と考えている。

他方で、実質2年間の実績を踏まえた短いサイクルでの計画見直しとなっており、施策効果の検証の時間が十分に取れていないというご指摘については真摯に受け止める必要がある。

以上のことから、一部、障害福祉サービス等報酬改定等、3年毎に見直しを行っている政策の影響を受ける項目の期間延長は難しいものと考えているが、その他の項目の期間については、今回の地方分権改革提案でも複数のご提案をいただいている点、他の計画との関係に留意しなければならない点に加え、障害福祉行政を円滑に進めていくためにどの長さが適当か慎重に検討する必要があるため、次期計画の基本指針の内容を議論する予定である令和4年度に議論を行うこととしたい。

なお、令和4年度の検討に当たっては、期間延長が難しい項目に係る見直し時期の考え方についても併せて議論を行うこととしたい。

また、追加でご提案のあった指針の内容をお示する時期については、各地方公共団体における計画作成の期間を確保する観点から、少しでも前倒しできるよう努めてまいりたい。

## 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

198

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

提案事項(事項名)

市町村障害(児)福祉計画の計画期間の見直し

提案団体

八王子市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

関係法令等により策定が義務付けられている、市町村障害(児)福祉計画について、計画期間の延長を求める。

具体的な支障事例

市町村障害(児)計画の策定は国の基本指針に即して、3年に1度策定しなければならないが、計画期間が短期間であり、策定業務の事務負担が過大である。また、各自治体の障害福祉における計画内容の進捗状況を含めた実態把握に加え、当該実態に応じて計画に基づく新たな施策等を構築して目標を達成することや、施策効果を検証して次期計画に反映する十分な検討時間を確保することができない。さらに、市町村障害(児)計画の策定に当たっては、都道府県の計画の内容を踏まえる必要があるが、都道府県も同時期に計画策定しているため、都道府県の計画策定の方向性を踏まえつつ、自治体ごとの課題を反映させ策定することは時間的に極めて厳しい状況にある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

従前計画の効果をも十分に検討し、都道府県の計画策定の方向性を踏まえた上で、市町村の次期計画を策定することができる。  
また、計画策定に関する自治体の負担が軽減され、計画に基づく新たな施策等の構築や実質的なサービスに注力することができる。

根拠法令等

児童福祉法第33条の20第1項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成18年厚生労働省告示第395号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、前橋市、千葉市、小平市、神奈川県、長野県、三島市、豊田市、西尾市、稲沢市、草津市、寝屋川市、広島市、宇和島市、五島市、宮崎市

○計画期間が3年間のため、2か年の実績を基に検証しなければならない。精査が不十分なままで次期計画の策定作業に着手している状況となっている。  
○市町村障害福祉(児)計画の策定は国の基本指針に即して、3年に1度策定しなければならないが、計画期間

が短期間であり、策定業務の事務負担が過大である。また、計画内容の進捗状況を含めた実態把握に加え、当該実態に応じて計画に基づく新たな施策等を構築して目標を達成することや、施策効果を検証して次期計画に反映する十分な検討時間を確保することができない。当県の障害福祉(児)計画では、各市町村における計画の数値等を報告し、策定されているため、早い段階での分析・検証が求められることから、さらに期間的に厳しい状況にある。当県の場合は県の計画を策定するにあたって数値等を報告する必要があるため、都道府県の計画策定期間と市町村のそれが異なると分析や検証等を2度するようなことになってしまうことが考えられるため、都道府県の計画策定期間は市町村のそれと同時期が望ましい。

○都道府県の障害(児)福祉計画の計画策定の方向性を踏まえて市町村障害(児)計画の策定を行うが、十分な検証期間がないまま短期間での策定が必要となる。また、当市においては市議会の開会時期が早く、都道府県の策定計画をすべて確認したうえでの市町村計画の策定が難しい場合がある。

計画期間の延長を行うことで、当市の従前計画の検証及び他の市町村、都道府県の計画の方向性の調査、検討をする期間の確保ができる。

○市町村障害(児)計画の策定は国の基本指針に即して、3年に1度策定しなければならないことから、計画策定業務の事務負担が過大である。また、計画の策定に当たっては、都道府県の計画の内容を踏まえる必要があるが、都道府県も同時期に計画策定しているため、都道府県の計画策定の方向性を踏まえつつ、自治体ごとの課題を反映させ策定することは時間的に極めて厳しい状況にある。

○障害児福祉計画等の策定に当たり、国の基本指針で示される成果目標等に掲げられている重症心身障害児や医療的ケア児に対する支援等については、地域の社会資源を活用した多機関連携の仕組みの構築など、中長期的な視点が必要であり、現行の計画期間3年では、障害者自立支援協議会等において、十分な検証ができていない現状があるとともに、計画策定に係る事務負担も大きくなっている。一方で、障害児だけでなく、高齢者や子どもを含めた今後の地域包括ケアシステムの推進による地域共生社会の実現のため、地域福祉計画や介護保険事業計画等との一体的な計画策定も含めて次期計画の策定を検討しているところであり、関連計画との方向性の在り方も課題となっている。

○計画期間が3年であるため、現行計画の実績評価は2年分の実績で評価せざるを得ず、現行計画の評価結果を十分に踏まえた計画策定が難しい。また、介護報酬改定のスパンとまるまる重なるため、実績の変化が、報酬改定によるものなのか、施策によるものなのかを判断しがたい。

○市町村障害(児)計画の策定は国の基本指針に即して、3年に1度策定しなければならないが、計画期間が3年間とサイクルが短く、策定業務の事務負担が大きい状況である。また、成果目標やサービスの必要量の見込みの設定について、実態把握や施策効果を検証し、次期計画に反映する十分な時間を確保することが難しい状況である。

## 各府省からの第1次回答

障害福祉計画及び障害児福祉計画については、国において基本指針を定め、この指針を元に各地方自治体が約1年間で計画を作成し、新たな計画期間を迎えることとなっている。また、国においては3年毎にサービス提供の在り方の見直しを含めた障害福祉サービス等報酬改定を行っていること等から、その改定内容等を踏まえて作成する必要のある障害福祉計画及び障害児福祉計画については、この改定等に合わせた計画期間とすることが制度設計上重要と考えている。

他方で、実質2年間の実績を踏まえた短いサイクルでの計画見直しとなっており、施策効果の検証の時間が十分に取れていないというご指摘については真摯に受け止める必要がある。

以上のことから、一部、障害福祉サービス等報酬改定等、3年毎に見直しを行っている政策の影響を受ける項目の期間延長は難しいものと考えているが、その他の項目の期間については、今回の地方分権改革提案でも複数のご提案をいただいている点、他の計画との関係に留意しなければならない点に加え、障害福祉行政を円滑に進めていくためにどの長さが適当か慎重に検討する必要があるため、次期計画の基本指針の内容を議論する予定である令和4年度に議論を行うこととしたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

障害福祉計画及び障害児福祉計画の各年度における指定障害福祉サービス及び指定通所支援等の種類ごとの必要量の見込みについては、国の基本指針に基づき、現在の利用実績等に関する分析、障害者等のサービスの利用に関する意向、地域の実情等を踏まえて設定している。3年毎の報酬改定に合わせて計画期間を設定しているとのことであるが、計画に報酬改定の内容を反映させなければならない根拠はなく、報酬改定の内容が見込量の算定に大きな影響を与えることもない。

また、国から報酬改定の案が示されるのは計画策定年度の2月頃であり、スケジュール上、自治体の計画に反映させることができない現状を考慮すると、報酬改定と計画期間を合わせる必要性はないものとする。また、

報酬改定の影響を受ける部分とそれ以外の部分に分けることは、かえって手続が煩雑になり、住民にとってもわかりづらいものとなる。

よって、計画期間は報酬改定とは関わりなく6年とし、自治体ごとの判断で必要に応じて中間見直しするのがよいと考える。

基礎自治体において、最も重要なのは住民サービスである。計画に基づく施策を執行し目的を達成するには現行期間では短過ぎる。また、計画策定のための人員配置は困難であり、計画策定のために本来業務である住民サービスにかかる時間が大幅に削減されているのは本末転倒であるため、柔軟な検討をお願いしたい。また、令和4年度を待たずして至急検討いただき、自治体の負担軽減と基本指針の早期発出に努められたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 地方六団体からの意見

##### 【全国知事会】

市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画の計画期間については、地方自治体が地域の実情に応じた設定が可能となるよう計画の根拠となる基本指針の見直しを求める。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去10年間で約1.5倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。

○障害（児）福祉計画について、計画期間の短さがネックとなり、計画策定の業務負担が増大し、実際の障害福祉サービスの提供に注力する時間が削られるといった問題が生じている。このような実態や、計画策定というプロセスを踏まえると、3年という期間では足りないのではないかと。

○3年毎に改定される報酬改定との整合性が取れた対応等ができないとのことであるが、計画記載事項について、報酬改定に関連する事項とそうでない事項に分類し、前者については策定から3年経過時に見直すこととした上で、計画期間自体は、地方公共団体の負担軽減やPDCAサイクルの円滑な推進の観点から、より適切な期間（6年間等）に見直すべきではないかと。

○報酬改定内容の公表が2月に実施されている中、当該内容を地方公共団体が4月から始まる次期計画に反映させることは、事実上困難な実態があるのではないかと。

○上記について、地方公共団体が次期計画の策定作業を令和4年度から開始することから、早急に検討を進めていただきたい。

#### 各府省からの第2次回答

一次回答でも申し上げたとおり、国においては3年毎にサービス提供の在り方の見直しを含めた障害福祉サービス等報酬改定を行っていること等から、その改定内容等を踏まえて作成する必要がある障害福祉計画及び障害児福祉計画については、この改定等に合わせた計画期間とすることが制度設計上重要と考えている。

他方で、実質2年間の実績を踏まえた短いサイクルでの計画見直しとなっており、施策効果の検証の時間が十分に取れていないというご指摘については真摯に受け止める必要がある。

以上のことから、一部、障害福祉サービス等報酬改定等、3年毎に見直しを行っている政策の影響を受ける項目の期間延長は難しいものと考えているが、その他の項目の期間については、今回の地方分権改革提案でも複数のご提案をいただいている点、他の計画との関係に留意しなければならない点に加え、障害福祉行政を円滑に進めていくためにどの長さが適当か慎重に検討する必要があるため、次期計画の基本指針の内容を議論する予定である令和4年度に議論を行うこととしたい。

なお、令和4年度の検討に当たっては、期間延長が難しい項目に係る見直し時期の考え方についても併せて議論を行うこととしたい。

また、追加でご提案のあった指針の内容をお示する時期については、各地方公共団体における計画作成の期間を確保する観点から、少しでも前倒しできるよう努めてまいりたい。

## 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

管理番号

102

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06\_環境・衛生

提案事項(事項名)

と畜場法第14条に規定される検査におけると畜検査員が行う検査の一部簡略化

提案団体

秋田県、青森県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

と畜場法第14条に規定される検査について、食鳥処理法第15条第7項に規定される検査方法と同様の仕組みを制度化し、自治体が選択的に導入できるようにすること。

例えば、と畜場法第10条に規定される作業衛生責任者など、と畜検査員以外の一定の知見を有する者が内臓や枝肉等の異常の確認を行った場合には、と畜検査員が行う検査の一部を簡略化できるようにすること。

具体的な支障事例

と畜場法第14条に規定される、と畜検査に従事すると畜検査員については、都道府県及び保健所設置市の職員である獣医師でなければならないこととされている(同法第19条)。

当県では、これまで、獣医師の待遇改善や奨学金制度の導入により毎年1人程度の獣医師を採用できていた。しかし、獣医系大学の県出身学生の減少、他県との競合等により、ここ数年は採用できておらず、また大量採用した世代が定年退職を迎えていることもあり、慢性的な獣医師不足に陥っている。

当県所管のと畜場は1施設であるが、1日約500頭のと畜検査を行っており、各種検査の実施のため12名の獣医師の配置が最低限必要であるところ、令和2年度の配置は10名であり、これを下回っているため、出張や会議、研修、休暇等、他の業務等への対応が日常的に困難な状況となっている。

当該と畜場において作業衛生責任者は現在6人配置されているが、作業衛生責任者は獣医師に比較し確保しやすく、検査に必要な知見を一定程度有しているため、と畜検査員がと畜場内で行っていると畜検査の一部(内臓検査、枝肉検査)について、作業衛生責任者において異常の確認を行い、異常があった場合にと畜検査員に報告する等、検査の簡略化が可能になれば、獣医師不足が深刻化する自治体のと畜検査が円滑化する。

なお、食鳥処理法では、獣医師である食鳥検査員が行う食鳥検査について、食鳥処理衛生管理者において異常を確認し、検査を簡略化できる規定がある(同法第15条)。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

獣医師職員が不足している中において、と畜検査員不足による検査等体制確保に係る懸念を緩和することができる。

根拠法令等

と畜場法第14条及び第19条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

—

○当県のと畜検査頭数は、年間 100 万頭を超えている。

しかし、当県の公務員獣医師数は年々減少し、平成 20 年度と比較して、令和3年度は 36 名減少している。

また、と畜場の衛生管理については、と畜検査員による外部検証が新たな業務として加わる等、今後も獣医師の不足が継続することが予測される。

当県のと畜検査員は、従前から1人当たりの検査頭数が多い状況が続いており、と畜検査員の高齢化も相まって、職員の疲労感は計り知れないため、検査員の負担が軽減されることを望むものである。

## 各府省からの第1次回答

と畜検査は、獣畜の疾病や異常を、獣医学的知識でもって判定し、食用不可として排除するための検査であり、各検査は、いずれも獣医学の専門知識をもった獣医師が望診、触診、解剖等により行う。近年のとさつ頭数に大きな変化はなく、と畜検査員数も横ばいとなっており、獣医師による検査の実施を取り巻く状況に大きな変化は生じていない。

また、獣医師国家試験合格者は毎年 1,000 名程度と横ばいで、獣医師の供給状況が急に悪化した状況は認められない。

従って、と畜場の作業衛生責任者にとたい等の異常の有無の確認を行わせることによりと畜検査を簡略化させる明確な必要性は生じていないと認識している。

米国及び EU では、牛及び豚の検査にと畜場の従業員が補助できる規定を置いておらず、輸出協議において我が国のと畜検査制度が輸出先国の制度と同等であることの確認が行われていることにも留意する必要がある。

食鳥検査とと畜検査はいずれも獣医師である検査員が行うこととしているが、食鳥検査については、食鳥のとたいが小さく、とたいの内外側面や内臓の状態を一度に確認でき、異常の有無の判断が比較的容易であることや、食用不適となる病変があれば一羽全体などの廃棄により病変部位の排除が容易である等の食鳥処理の特徴を踏まえ、食鳥処理衛生管理者による、とたいの色、形、大きさ、もろさなどの大まかな確認で、異常のある個体を排除することを可能としている。

なお、この確認により、と殺後検査が一部簡略される場合であっても、最終的な検査及びその結果の判断は獣医師である検査員が行うため、食鳥肉の安全性は確保される。

一方、牛や豚は、

- ①食鳥と比べて高齢で後天的要素の影響を受けやすく、様々な飼養管理下で育てられた動物が搬入されるため、疾病や異常の出現が個体ごとに様々であり、
- ②ある部位の疾病や異常から、他の部位への波及を想定して検査する必要があるが、とたいが大きく内臓、枝肉等の状況を一度に確認することが困難であり、
- ③食用不適となる病変があれば、当該病変部位を除去して廃棄し、その他は食用とするのが一般的であるため、当該病変部位の範囲の判断が必要となる

こと等から、獣医師が専門的知識を用いてあらゆる疾病等の可能性を想定して個体ごとの詳細な確認を行った上で、必要に応じて精密な検査を行う必要があり、食鳥検査と同様の仕組みを制度化することは難しいと考えている。(別紙あり)

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

近年のとさつ頭数やと畜検査員数を見ても、獣医師による検査の実施を取り巻く状況に大きな変化は生じていないとの御指摘ですが、農林水産省が行っている獣医師法第 22 条に基づく届出状況の調査結果を見ますと、当県同様獣医師数の減少が見られる地域があります。

また、都道府県に勤務する公衆衛生獣医師の高齢化が進んでおり、平均年齢を平成 24 年と平成 30 年で比較しますと、45.8 歳から 46.7 歳へ増加しています。当県においても、公衆衛生勤務獣医師の半分以上が 50 歳代であり、今後5年間で9名が定年退職を迎えるなど、慢性的な獣医師不足に陥っています。

さらに、令和2年度に全国公衆衛生獣医師協議会が実施した採用状況調査においても、首都圏等の大都市圏や政令指定都市に応募が集中している傾向が見られています。当県では平成 22 年度から獣医系大学生への奨学金貸与等の獣医師確保対策を講じておりますが、令和元年度及び2年度において獣医師を採用することができませんでした。

外部検証や輸出入に係る衛生証明など、と畜検査に係る業務は年々増加しており、地方における獣医師職員の減少傾向や高齢化を鑑みますと、すべての業務をと畜検査員が行う現行制度は、近い将来、地方において破綻するおそれがあると考えています。

今回、一定の安全性を担保できる案として「と畜検査の簡略化」を提案させていただきましたが、貴省におかれましても、改めて地方の現状を分析していただき、今後のと畜検査制度のあり方について御検討くださるとも

に、地方における獣医師確保に係る課題に対して、国として何らかの対策を示していただくようお願いいたします。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 地方六団体からの意見

##### 【全国知事会】

公衆衛生行政を担う公務員獣医師の確保困難が深刻化している現状を踏まえ、安全性を確保した上で獣医師不足の地域でも検査負担が軽減されるような仕組みの検討を求める。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○職員の高齢化や地域における採用の課題など、獣医師の確保に係る地域差について、各都道府県毎の獣医師の採用数や年齢構成等のデータを示しつつ、2次ヒアリングにおいて説明いただきたい。  
○将来にわたってと畜検査等の円滑な実施を確保すべく、例えば検査の簡素・効率化のための指針の策定やと畜検査にあたる獣医師確保に向けた環境整備、特に、確保に現に困難を生じ又は生ずるおそれのある地域での環境整備など、国として有効な対応策を示すべきではないか。

#### 各府省からの第2次回答

農林水産省によると、全国の獣医師の届出数は平成22年が35.4千人、平成24年が38.3千人、平成26年が39.1千人、平成28年が39.0千人、平成30年が39.7千人で、公衆衛生獣医師数は4.9千人、5.1千人、5.4千人、5.3千人、5.4千人であり、いずれも微増又は横ばいで推移している。

また、同調査及び管内にと畜場がある自治体に対する調査結果(平成28～令和2年度)を都道府県別に見ると、秋田県と人口の規模と構成が類似する都道府県について、秋田県と同様に公衆衛生獣医師数が減少傾向にある都道府県がある一方、増加傾向にある都道府県も認められた。

職員の高齢化については、秋田県と人口の規模と構成が類似する都道府県において、公衆衛生獣医師の半分以上が50歳代である秋田県と同程度の高齢化が見られた都道府県はなかったが、約4割が50歳代の都道府県があった。一方で、50歳代は約2割という都道府県もあった。

公衆衛生獣医師の採用状況については、地方で秋田県同様に近年の採用数が0～1名の都道府県がある一方、継続的に数名程度採用しているところもあった。なお、都市部では数名程度を継続的に採用していた。

秋田県のと畜検査の簡略化イメージを伺ったところ、部位別に行くと畜検査のうち、作業衛生責任者2名が2種類の内臓検査の1つと2段階の枝肉検査の1段階目をそれぞれ行い、もう1つの内臓検査を行うと畜検査員と2段階目の枝肉検査を行うと畜検査員が彼らの作業を監督するもので、実質検査を作業衛生責任者に任せることとなる。一次回答のとおり、牛や豚が鶏と異なる検査実施上の特性を有しており、と畜検査は獣医学的な専門的知識を用いてあらゆる疾病等の可能性を想定して行う必要があるため、ご提案の方法での簡略化の実現は困難と考えている。

一方で、自治体へのアンケート結果等を踏まえると、特に地方において公衆衛生獣医師を有効に活用する仕組みを利用できることは重要であると考えことから、現行制度において各自治体が行っている円滑なと畜検査実施のための取組みについて情報を収集し、参考となる事例を各自治体に通知し周知することを検討したい。

また、公衆衛生獣医師の確保についても、各自治体が取り組む先行事例について情報を収集し、各自治体にお示しするとともに、厚生労働省としても引き続き公衆衛生獣医師の確保やその重要性に関して情報発信するとともに、自治体における採用情報などの情報発信も検討したい。